



ペルー投資ガイド 2017



はじめに

「ペルー投資ガイド」は、ペルーへの投資を検討している方々、または、ペルーでビジネスをされている方々に対して、一般的な情報を提供するため、KPMGが発行する小冊子の1つである。しかし、これは、ビジネスの意思決定を行うために必要な包括的で詳細な情報を提供するものではない点に留意する必要がある。

また、ペルーにおける法制は頻繁に変更されることから、ペルーでの投資にあたっては、法律、会計、その他の専門的なアドバイスを受けることを推奨する。

「ペルー投資ガイド」は、KPMGが発行する、さまざまな国に対する投資ガイドシリーズの1つである。

この小冊子は、KPMGペルーが発行した2016年度の英語版およびスペイン語版をベースにして日本語に翻訳し、2016年12月末現在の2017年以降の投資に有用な情報を加えてアップ・デートしたものである。

目次

第1章	概要	1
第2章	外国人投資家にとっての機会	8
第3章	ペルーの輸出入	16
第4章	事業組織	19
第5章	ペルー税制	29
第6章	法人税	34
第7章	非居住法人に対する所得税	40
第8章	個人所得税	42
第9章	キャピタルゲイン課税	46
第10章	間接税	49
第11章	金融取引税および「Bancarización」制度	52
第12章	その他の税金	53
第13章	労働法規	56
第14章	商業権および工業所有権の保護	67
第15章	ペルーの銀行システム	70
第16章	リマ証券取引所	72
第17章	会計と監査	74
付録	ペルーにおけるKPMGとコンタクト	79

第1章

概要

地理・地勢

ペルーは、地球の西半球(グリニッジ子午線の西)、赤道の南で南米大陸に位置する。北側はエクアドルとコロンビア、東側はブラジルとボリビアおよび南側はチリと国境を接し、西側は太平洋に面している。

南北に国を縦貫するアンデス山脈により特有の地形を形成している。1,285,216平方キロメートル(日本の約3.4倍)の国土には、植生分布が明瞭に異なる3つの地域を擁する。海洋資源が豊富で農産業に適し温暖な沿岸部砂漠、鉱物資源が豊富で農牧畜に適し標高が高く冷涼な山岳地帯である高地、そして、深く覆われた森林と石油および天然ガス資源に富んだ熱帯雨林のジャングルである。

沿岸部(コスタ)

ペルーの海岸沿いであるコスタは、温暖な気候の谷が点在している砂漠地帯で、周辺にはいくつかの重要な人口集積地域が発展している(リマはペルーの首都かつ最重要都市であり、中央沿岸地方のリマック川の両岸に位置している)。

コスタは、世界で最も乾燥した地域の1つである(リマの雨の少なさは注目に値する)。コスタには肥沃な谷があり、米、アスパラガス、綿花、サトウキビ、果物、および、その他の農産品を生産し産業化することが可能である。

このようなコスタ地域の谷の自然条件に対し、これら自然製品の潜在的生産力を向上させるため、現在進められている灌漑事業やその他のプロジェクトでは援助を受けている。

この地域の気候は変わりやすく、コスタ地域沖合でぶつかり合う2つの海流(北からの暖流と南からの寒流)から大きな影響を受ける。年間平均気温は、8月の18℃から2月の22℃の間で推移する。北海岸沖の温水域と中央・南海岸沖の冷水域は、北海岸の暑さと南海岸の濃霧をもたらす。

ペルーの海には、この異なる水温域の存在により、世界で最も豊かで多様な海洋生物群が形成されている。この資源は、法律に従って、ペルーおよび諸外国に利用されている。北海岸は石油と亜硫酸塩の産地であり、南海岸は銅と鉄の産地である。

高地(シエラ)

ペルーの高原地帯のシエラは、とても変化に富んだ特徴を持つ広大で起伏の多い地形で構成されており、以下の特徴を有する：

海拔1,200メートルよりも高地に位置するアンデス温暖森林地帯は、農業に適している；

海拔3,000メートルよりも高地に位置する放牧地(アルティプラノ)は、牧畜に適している；

また、最高高度が海拔6,700メートル超の万年雪に覆われた山頂に達する寒冷地域は、地質学上の多様性を有しており、金や銅、亜鉛、銀等の鉱物資源が豊富で、現在その多くは鉱工業化されている。

この地域の気温は平均20°Cであるが、最高平均気温22°Cから最低平均気温-5°Cまで幅がある。降雨量は一般的に少ないが、緯度によって異なる。雨量は、南部より北部の方が多い。一般的に海拔4,000メートル以上で降雪があるが、それより下では稀である。

ジャングル(セルバ)

アンデス山脈の東側は、広大な熱帯雨林の中を、ペルー国内を源流としそのかなりの部分が同国を流れる偉大なアマゾン川に流入する無数の川が網の目のように広がる、ジャングル地帯である。

セルバの気候には大きな季節変動はない。平均気温は26°Cから33°Cであり、国内で最も湿潤な地域である。セルバには、地球上で最も多様性に富んだ動物相と植物相がある。この地域における特徴の多くは、数世紀にわたり何も変化がない。いまだに数世紀前の言語と伝統を保つジャングルの部族がいる。

セルバのある地域では、時が止まっているような印象を与える。しかしながら、ここは、林業、石油・天然ガス産業、および、農産業等の商工業にとって重要な事業拠点である。この地域で最も重要な都市であるイキトスは、コロンビアやブラジルと多くの貿易がある。

歴史と政府

ペルーの現在の領土は、先コロンブス期においてアンデス地域で最も重要であった文明、すなわちインカ帝国が存在した中世以前の中心地であった。政治力および軍事力によって、インカ族は南米大陸のほぼ全域にわたり支配していた。それ以前には、多くの民族集団が権力の頂点を極めて広大な領域に展開したものの、結果として、情報と支配の効果的なシステムを駆使した中央帝国の指揮下に置かれた。

15世紀末および16世紀初に、欧州、特にスペイン帝国の領土拡張主義によって、いわゆる「新世界」における植民地の併合が奨励された。「コンキスタドール」は新たな領土獲得の任務に向かった。そして彼らは、クスコ（インカ帝国の首都）における最後のインカ皇帝の王位継承を巡るインカ族の権力闘争を利用した。

ペルーは、基本的に16世紀に国として形成された。ペルー副王領は、スペイン国王が征服した国土の支配を集権化するためにスペインの植民地として設立され、植民地支配の中心地であったとともに、宗主国と植民地とを結ぶ最も重要な貿易と文化の接点になった。

他の多くのスペインの植民地と同様、ペルー副王領では、生粋のスペイン人は、アメリカ大陸で生まれたスペイン人の子孫（クレオール）に比して、特に公的地位の任命において特権が与えられた。これによって、クレオールの中で独自性の意識が育まれ、それは、混血人（メスティーツ）も共有した。

これらの歴史的背景と、米国のイギリス帝国からの独立の過程で影響を与えたような、自由と民族自決の哲学的な潮流が18世紀において成熟し、ついに19世紀には、アメリカ大陸全体を包んだ抑えようのない独立運動が、南部でのアルゼンチン人のホセ・デ・サン・マルティン、および、北部でのベネズエラ人のシモン・ボリーバル、という2人の重要な独立運動のリーダーが率いた勢力が組み合わさることにより、スペイン王制の最後の橋頭堡であったペルーにおいても頂点に達した。こうして、ペルーの独立は、1821年7月28日（ペルー共和国の独立記念日）に宣言された。

同国は、旧ペルー副王領の国土を包含する共和国として設立された。

その後、1829年に、ペルーは大コロンビアに破れ、その国土の一部を放棄することを余儀なくされた。

1879年から1883年の間、ペルーとボリビアはチリに対して「太平洋戦争」を行い、内国経済と国土の保全に深刻な爪痕を残した。

ペルーの共和国としての歴史は、一連の変化によって表される。例えば、成立間もない頃のペルー共和国の経済発展を支えた「グアノ」(欧州で多大な需要があった強力な天然肥料)等、天然資源の開発がもたらした一時的な好景気を経験した一方で、資源枯渇や消費者の好み、需要減退に対する準備不足がもたらした景気低迷期を経験した。同様なことが、魚粉の製造に利用されたアンチョビやゴムの場合にも発生した。

政治的には、他のラテンアメリカ諸国と同様に、民主主義政権と軍事独裁政権のそれぞれを経ている。

ペルーは、1993年に制定された憲法に基づく立憲民主主義を採用している。この憲法は、1979年、それまで10年以上に及んだ軍事政権の後に民主主義政権が復活した際に制定され、その制定当初においては国家社会主義、後に自由主義の復活が特徴的であった旧憲法に代わるものであった。

オジャンタ・ウマラ・ペルー前大統領(2011年から2016年までの5年間)の政権は、国内および海外の投資にとって魅力的な市場を持つ国になるために、国際競争力の要求に沿った法的枠組みを提供した。

2016年に行われた大統領選挙において僅差でケイコ・フジモリ氏を破り、2016年7月に大統領に就任した元経済・財務大臣かつ元首相のペドロ・パブロ・クチンスキ氏は、経済の活性化や治安の改善に注力すると宣言しており、その手腕が注目されている。

政治体制

1993年に公布された憲法に従い、ペルー共和国は社会民主主義の独立主権国家である。国家は唯一不可分であり、政府は単一政府制、代議制かつ地方分権化されている。

- ペルー大統領は、国家元首であり、国を代表する。
- 130人の議会議員で構成される一院制議会は、立法権を有する。
- 司法権は、最高裁判所を通じて、政府および行政機関に対して行使される。

人口と言語

ペルーの推定人口は約3,040万人で、そのほとんどはカトリック教徒である。首都であるリマは約970万人の人口を有する。ペルーには信仰の自由が保証されている。憲法では、公式な宗教を規定していないものの、カトリックが国の歴史的・文化的な発展において非常に重要であった点が認識されており、国家がそれを支援している。

民族的には多様な人種で構成されており、全人口の47%が混血、12%が白人、そして32%が先住民(ケチュア人とアイマラ人が最も多い)、そしてアフリカ系およびアジア系の住民も約9%いる。

それぞれの人種は、統合を目指す流れの中で、互いを尊重し合う風潮の下で共生している。ペルーの最も重要な文化的伝統は、種々の民族が有した文化的な要素の混交の産物である。ペルーの公用語であるスペイン語は、多くの都市において日常的に使用されるとともに、公式、行政および法的文書、法令の編纂や契約の履行等に用いられている。

憲法に基づいて、先住民の言語(ケチュア語およびアイマラ語)も、それが支配的に使用されている地域では公用語とされている。これらの言語を用いることは、アンデス山脈のシエラの一部の地域社会に住む、農民を主とする多くの人々にとって、重要性がある。

教育

全ての形態の初等教育は義務教育であり、国の教育に関する取組の大部分を占めている。

教育省は、学校や教育プログラムに対して、教育に関する助言や指導・勧告を行う業務や、その組織構成を担当する。

輸送と通信

首都のリマ市とその周辺地域の公共交通機関は、バス、マイクロバス、電車、タクシー、バイクタクシーである。パン・アメリカン・ハイウェイは、リマとコスタ地域の南北の他の都市を結ぶ。中央ハイウェイは、リマとシエラ中央地域の主要な鉱山地帯を結ぶ。

鉄道は、リマとシエラ中央地域をつなぐ路線が1路線あり、もう1路線は南部のアレキパ、プーノ、クスコ、およびマチュピチュの都市間をつなぐ。国

の最も重要な空港は、カヤオ特別区に位置する、ホルヘ・チャベス国際空港である。国内のその他の都市には、小規模な空港が存在する。国内の主要な民営航空会社は、ラタン航空、アビアンカ航空、タカ航空、スター航空、および、ペルビアン航空である。

全ての都市は、民間企業の業務提供により、電話、ファックス、および、インターネットで接続されている。報道の自由は、新聞や雑誌(スポーツやエンターテイメント雑誌のほか、政治やビジネス、経済雑誌)等の媒体により幅広く実証されている。

国際時間

ペルーは、全土で同一の、グリニッジ標準時から5時間遅れた時間帯を採用している。

通貨

ペルーの法定通貨はヌエボ・ソル(S/)で、2016年12月31日時点での対USDドル為替レート(銀行間仲値)は、約US\$ 0.2980(US\$ 1=3.356ヌエボ・ソル)。

政府は、外貨の所有と為替に関する国家統制を行っていない。ペルーの法律では外貨建債務が許容されており、米ドルによる個人および商業債務取引は、通常の商業取引として広く一般に認められ、頻繁に利用されている。

海外投資を受けている会社は、米ドルで会計帳簿を作成することができる。

生活費

過去15年間のインフレ率(消費者物価指数-CPI)は、以下のとおりである。

年	消費者物価指数(CPI) %
2002	1.52
2003	2.48
2004	3.48
2005	1.49
2006	1.14
2007	3.93
2008	6.65
2009	0.25
2010	2.08
2011	4.74
2012	2.65
2013	2.86
2014	3.22
2015	4.40
2016	3.23

出所: 国家統計情報局 (INEI)

祝祭日

ペルーの国の祝祭日は以下のとおりである。

新年	2017年1月1日
復活祭-聖木曜日と聖金曜日	2017年4月13日・14日
メーデー	2017年5月1日
聖ペドロ・聖パブロの日	2017年6月29日
独立記念日・愛国者の日	2017年7月28日・29日
リマの聖女ロサの日	2017年8月30日
アンガモス海戦記念日	2017年10月8日
諸聖人の日	2017年11月1日
無原罪のお宿りの日	2017年12月8日
クリスマス	2017年12月25日

第2章

外国人投資家にとっての機会

ペルー政府は、国外からの投資を促進するためのプログラムを設けている。外国人投資家および彼らが出資している企業は、国内の投資家および企業と同様の権利・義務を有する。

一般的に、国内法は、自由に企業活動を行う権利を保証している。それゆえ、公衆衛生、国家安全保障、環境保全に関連する活動、および、ラジオ・テレビ放送事業を営む企業に対する外国人投資には一定の制限がおかれている点を除けば、国民および外国人は合法的な活動を制約なく行うことができる。

外国人投資家は、特に許認可を要することなく、投資元本のみならず、投資からの利益、ロイヤルティ、および、技術またはその投資にかかる資本の使用および移転にかかる報酬を、国外へ送金することができる。

外国人投資に対する姿勢

ペルー人は、外国人を歓迎して感謝されることを、とても喜ぶ。一般的には、国外からの投資に対してもその姿勢は同様である。

国内の法制も、国外からの投資がもたらすと期待される国内の経済活性化を促進している。そのため、外国人投資家を保護するための規範や法令の統合的なシステムが定められているが、それらは、必ずしも国内投資家よりも優遇されることを意図してはいない。

国外からの投資は、国内経済にとって常に重要な役割を果たしてきた。その貢献は、とりわけ、遠距離通信、発送電、金融機関といった重要セクターにおける国有企業の民営化のプロセスにおいて決定的な役割を果たした。

外国人投資

外国人投資は、ほぼ全てのセクターの経済活動において、また、国内法上認められているいかなる取引や契約形態についても、制約なく受け入れられている。

外国人投資に対する規制

外国人投資は、政府による事前許可を要しない。技術移転契約や、特許権や商標の譲渡等にかかる契約は、担当する政府行政機関に登録されなければならないが、この登録は契約条項の内容にかかる適格性の評価を意味するものではない。

しかし、法律第29785号に定めるとおり、特定の投資プロジェクトについては、プロジェクトが実施される予定場所の先住民との事前協議を要求される場合もあるが、これは、地域社会との一体化した雰囲気醸成を目的で行われる。なお、この事前協議は、プロジェクトに対する拒否権を意味するものではない。

税制上の優遇措置

ペルーの法制度は、特定の生産セクターや国の特定地域の開発を促進するために、一定の税制恩典制度を提供してきた。

いくつかの自由貿易および優遇税制地域(例;アマゾンやアンデス高地地域。法律で指定されている)では、特定の税金の免除や、これらの地域向けの商品輸入にかかる税金の優遇措置を享受できる。

鉱業

鉱業活動に関して、政府との契約締結により、以下の恩典が与えられる。

- 為替、租税および管理の安定性
- 利益、配当、および金融資産の無制限の送金、および、原則として無制限の外貨利用

鉱業会社は、以下の租税等の支払義務が課される：

- i) 鉱業ロイヤルティ(REM)
- ii) 鉱業特別税(IEM)
- iii) 鉱業特別賦課金(GEM)

これらの支払額は、それぞれの項目における特定の実効税率(ER)を、「四半期の営業利益」に乗じることにより算出される。REMは法律をその根拠とし、GEMは契約上の追加的なロイヤルティの性格を帯びているが、本来的にはこれらは租税とみなされてはいない。

漁業

漁業活動の基本的な目的は、食料、雇用、および所得の源泉としてこの経済活動の継続的な発展を促進することであり、海洋生物資源の責任ある利用を確保することである。

石油

石油等(石油および天然ガス)関連事業は規制業種である。ペルーペトロ(PERUPETRO S.A.)は国有企業であり、全ての石油等関連事業にかかる契約締結においてペルー政府を代表して署名がなされる。

炭化水素法によって、ペルーペトロが署名する石油等資源の開発・生産と資源探鉱にかかる契約に適用される規則等が定められている。

以下の種類の契約は、締結することが可能である。

- ペルー政府が、契約地域内での石油等資源の探鉱および開発・生産もしくは開発・生産のみを請け負う業者、または、契約上合意されたロイヤルティの支払と引き換えに石油等の所有権を譲渡する旨、を許可するライセンス契約。
- ペルー政府が、契約地域内での石油等資源の探鉱および開発・生産もしくは開発・生産のみ、または、石油等資源の生産量に応じて報酬を受け取る旨、を請け負う業者を許可するサービス契約。
- エネルギー鉱山省が認可したその他の契約。

また、以下の基本的な規則が適用される。

- ペルーペトロが石油等資源の所有者であり、探鉱および開発・生産のライセンス契約やサービス契約の締結をなすことができる。
- 契約対象となる地域は、石油等資源の潜在的埋蔵量、地理的領域、保証された最低作業計画、および石油等資源の探鉱と開発・生産活動を実際に行うにあたり必要な場所等、を勘案して案件ごとに定められる。
- 契約は、単なる開発・生産契約でない限り、探鉱と開発・生産という2つのフェーズを含む。開発・生産フェーズにかかる契約期間は、原油については30年以内、ガス井ガスおよび濃縮天然ガスは40年以内となる。

- 企業は、契約上権利を得た石油等を自由に使用することができる。
- 契約者は、事業のために必要な資本や資材を輸入することができる。各契約の探鉱フェーズに必要な資本と資材の輸入にかかる全ての税は免除される。この場合、契約者は、ペルーペトロの許可なく、それらの他事業への転用や再輸出をすることは認められない。
- 契約者は、会計帳簿を外貨建てで作成することができる。
- 契約期間終了時に、施設、エネルギー設備、通信設備、駐留施設およびパイプラインはペルー政府の資産となる。
- 各契約の目的に照らし、企業は契約締結日に有効である為替および税制度は、契約期間を通して不変であることを保証される。
- 請負業者には、その契約の全期間にわたって、契約書の契約締結日において有効な所得税の規定が適用される。

法制安定化協定

外国人投資家はペルー政府と法制安定化協定を締結することができ、その協定を尊重すべく、協定締結日に有効な、税制、自由に外国為替取引を行う権利、および、国内投資家と同じ取扱いを受ける権利、について、契約期間を通じて安定的に保証される。

この協定を締結するための前提条件は、一定のレベルを満たす投資が保証されていることである。法制安定化協定の締結に際して、外国人投資家は2年以内に以下の条件を満たすことを約する。

- 国内の金融システムを通じた、鉱業および石油等事業セクターに対する、既存または設立予定の会社への出資、または、第三者と設立したベンチャーキャピタルへの最低US\$ 10,000,000の投資、および他のセクターに対する最低US\$ 5,000,000の投資、の実行
- 民営化対象企業の50%以上の株式取得
- コンセッション契約の枠組に対する出資
- 以下に示すどちらかの条件を満たした、国内の金融システムを通じた、既存または設立予定の会社への最低US\$ 500,000の出資、または、第三者と設立したベンチャーキャピタルへの最低US\$ 500,000の投資の現金による実行：

- i) 当該投資による、20人以上の恒久的な雇用ポストの直接的な生成、または、
- ii) 当該投資による、協定締結後3年間にUS\$ 2,000,000以上の外貨収入をもたらす輸出取引の直接的な生成。

鉱業セクターへの投資については、以下の規定が適用される。

- 初期生産能力が5,000トン／日以上 of 鉱業プロジェクトについては、12年間の税制安定化協定を締結することが可能である。初期生産能力が15,000トン／日以上の場合、鉱業所有者は国と締結する契約を通じて15年間の税制維持を享受することができる。
- 協定の効力は、投資を行った鉱業会社の活動に関してのみ有効である。常に投資プロジェクトの対象に関連している限り、活動が1つもしくは複数のコンセッション、または、1つの行政経済単位で行われる場合には適用される。その意味で、税制維持の恩典を享受するためには、US\$ 25,000,000以上の投資額、かつ、エネルギー鉱山省の承認が必要である。

為替管理制度

外国通貨にかかる為替管理制度はない。外国通貨の売買レートは、当該通貨の需給バランスに基づき決定される。

外国人投資の登録

ペルー国内で実行される外国人投資は、自動的に認可される。実行された投資は、ペルーの民間投資促進庁 (PROINVERSION) に登録されなければならない。

外国人投資家の権利

ペルー政府は、外国人投資家が、適切に税金を支払った後に、投資にかかる、確定した配当の全額または投資から生じた純利益、会社の株式や持分の売却、減資、または、当該会社の一部または全ての清算によるものを含み、ペルーの会社に投資した元本の全てについて、自由に通貨を兌換して海外に送金する権利を保証している。

所有権の取得／その他の所有形態

ペルーの憲法は、所有権の不可侵を保証している。しかしながら、国の安全保障または公的必要性の事由に限り、適切な収用手続きに従い、かつ、当該収用による損害額を含んで評価された補償額の現金による前払がなされた上で、財産を接収される可能性がある。

所有権については、自然人および法人を含む外国人は、ペルー人と同等の権利を有する。しかしながら、外国人は、明確に許可されない限り、国境から50キロメートル以内に位置する鉱山、土地、森林、水源、燃料またはエネルギー源を取得または所有することはできない。

不動産の所有権の譲渡は、有効な売買契約を通して移転される。登記は、法律上必ずしも要求されていないが、取引の安全を確保するために推奨される。

競争規制

ペルーにおいては、ペルー経済の競争力回復という目標と国際化に直面していた経済的要因から、1990年より、商業取引および経営に関連した改革が進められた。

民間主導の自由な国内および国外取引を保証するとともに、生産的な活動の調整役として国の役割を制限した。また、ペルーの自由市場体制を認めた制度においては、商標権と知的所有権を保証し、民間投資部門にとってペルーが特に魅力的な国となるよう、競争的な枠組みが計画された。

同時に、これらの競争的な体制の遂行を保証するため、当該分野を専門的に扱う国家機関であり、市場ルールと競争力を持つ国家としての実効性を監視する役割を担うべく、この体制の促進と許認可権を有する、全国競争保護および知的財産権保護機関(INDECOPI)が、1992年に設立された。

INDECOPIは、ペルーの自由市場としての機能を確保することを目的とし、定められた法令履行の監視を担う国家機関である。

この機関の機能は多岐にわたるが、相互に関連している。

この機関は、その傘下に、競争保護および知的財産権保護審判所、3つの理事会、および10の委員会を有している。これらの全ては機能上独立しており、知的財産権保護(3つの理事会といくつかの委員会)および自由

競争の保護(7つの委員会)の異なる側面に対して責任を有している。

- 競争保護および知的財産権審判所
- 標識識別委員会および理事会
- 発明新技術委員会および理事会
- 著作権委員会および理事会
- 自由競争保護委員会
- ダンピング・補助金監督委員会
- 不正競争抑止委員会
- 消費者保護委員会
- 破産手続委員会
- 官僚的市場障壁撤廃委員会
- 非関税商業障壁正常化監督委員会

資本と外国技術の登録

アンデス共同体決議第291号の条項によると、全ての対内直接投資または共同体加盟国(ボリビア、コロンビア、エクアドル、およびペルー)からの投資は、自由に兌換可能な通貨に基づいて所管官庁に登録されなければならない。ペルーでは、PROINVERSIONが所管機関となる。

また、技術ライセンス契約、技術支援契約、技術サービス契約、およびその他のエンジニアリング契約も、PROINVERSIONに登録されなければならない。

二重課税防止条約

1 アンデス共同体

ペルーは、所得税および財産にかかる税の二重課税を回避するための決議(決議第578号)を、アンデス共同体(ボリビア、コロンビア、エクアドル、およびペルー)の加盟国とともに採択している。

この決議は、個人または法人の国籍または居住に関わりなく、決議において特別に定めている場合を除いて、あらゆる種類の所得は原産地である加盟国で課税されると規定している。したがって、原則として事業活動によって得た利益は、その活動が行われた国でのみ課税される。

2 チリ

ペルーは、所得税および財産にかかる税の二重課税を回避するため、チリと協定を締結しており、これは2004年から発効している。この協定はOECD(経済協力開発機構)のモデルを踏襲していることから、原則として利益は企業の所在国で課税される。

3 カナダ

ペルーは、所得税および財産にかかる税の二重課税を回避するため、カナダと協定を締結しており、これは2004年から発効している。この協定はOECDのモデルを踏襲していることから、原則として利益は企業の所在国で課税される。

4 ブラジル

2006年2月17日に、ペルーは二重課税を回避するため、ブラジル連邦共和国と協定に署名しており、2010年1月1日より適用されている。

5 メキシコ、スイス、韓国、およびポルトガル

2011年から2012年の間に、ペルーは所得税および財産にかかる税の二重課税を回避するため、メキシコ、スイス、韓国、およびポルトガルと協定を締結しており、これら協定はOECDのモデルを踏襲し、2015年1月1日から適用されている。

経済および財政政策

一時期の不況後、1990年代からペルー経済は回復プロセスが進んでいる。

1990年8月、新政府は、経済の安定化・回復・発展、国内の和平化、および、国際的な金融システムへの復帰を目指して、政治・経済の対策プログラムを開始した。

ペルー経済全般にわたり、生産活動からの国家の影響力の排除とそれに伴う民営化プログラム、税制の合理化と財政規律の確約、過剰となっていた製造コストの段階的削減、および、投資に対する手厚い保護等の政策は、他の政策と比べ、特にペルー経済を活気づけたといえる。

第3章

ペルーの輸出入

輸入にかかる制度

ペルーへの輸入関税は、輸出入統計品目番号(HS Code)に準拠して構築されている、アンデス共同体共通関税分類(NANDINA)を基準としている。

税目	税率	課税ベース
関税 (a)	0%、4%、6%、および11%	CIF
付加価値税 (b) (c)	18%	CIF+支払済み関税

(a) 関税率は、輸入貨物の分類に依拠する。機械設備に課されるほとんどの関税率は0%である。輸入時に支払われた関税は、税金申告上、損金として控除することが認められている。

(b) 付加価値税(IGV)についてのさらなる情報は、本書第10章を参照のこと。

(c) IGVは、輸入業者によって税額控除として利用することができる。

(d) 特定の輸入貨物については、さらに物品税(ISC)の対象となる。

また、前払IGVの制度が適用される。この支払は、輸入貨物の国内販売に関して発生するIGVの支払とみなされる。

前払IGVには、3つのオプションがある。

- 10% - 輸入業者の税務登録住所が実在しない場所の場合、輸入業者が納税者番号(RUC)を有しない場合、または輸入業者が初めて税関輸入する場合
- 5% - 中古品の輸入
- 3.5% - 輸入業者が上記に当てはまらない場合に適用可能

ペルー領土への輸入貨物にかかる関税および税金の課税価格を決定するために、WTO関税評価協定が適用される。この協定は、連続的に適用される6通りの評価方法を定めている。

これによると、輸入貨物の取引価格による方法(関税評価の第一の方法)は、輸入貨物の課税価格決定の原則的方法となる。この方法は、貨物が輸入国へ輸送されるために販売された時点で、当該貨物に対して現実に支払われた、または、支払われるべき価格に基づいている。

一方で、国家の安全、健康、または環境を守るため、特定の制限品目に該当する貨物の輸出入に際しては、特別な許認可が必要とされる。

このことから、貨物の種類、HSコード分類、または原産国によっては、特別な許認可が必要とされる場合がある。

一時輸入制度

ペルーの関税法令では、制限リストに記載されている特定の資本財(例えば、機械や設備)を、関税やその他輸入にかかる税金を支払うことなく、一時的に輸入することが認められている。この制度を利用するには、税の不払いに対する担保を提供することが必要であるとともに、この制度を適用した貨物は一定の期間内に再輸出されなければならない。

対象となる貨物が特定可能で、特定の目的を果たすべく、特定の場所が予定されており、また、使用から生じる通常の減価償却以外に何の変更も加えられることなく、特定された期間内に再輸出される場合に限り、当該一時輸入制度は適用可能である。

この制度は、最長で18ヵ月を超えない請求期間の場合、通関申告書および誓約書を提出すること等で、自動的に許可される。

もし商品が再輸出されず期間が満了したならば、税関当局は法定利息と合わせて未納の税金を徴収することができる。

輸出にかかる制度

輸出取引は免税となっている。また、輸入に要した税の還付制度(ドローバック制度)が存在する。これは、製造業、繊維業、農業、その他の輸出企業が、原材料やスペアパーツの輸入に関連して、そのCIF価格が輸出貨物のFOB価格の50%を超過しないことを条件として、その輸入関税の全部または一部について還付を受けることを認めているものである。

ペルー政府観光庁(PROMPERU)は、ペルーからの輸出を促進している。この組織は、ペルー政府の代表および輸出業者団体の代表から構成されている。

自由貿易条約・協定

ペルーは1969年以降、ボリビア、コロンビアおよびエクアドルとともにアンデス共同体に加盟している。アンデス共同体は、共同市場を築く目的で、加盟国の漸進的な経済統合を促している。

2009年1月16日には米国と自由貿易協定が締結され、2009年2月1日から発効している。

国際的な市場統合に関するペルーの主な条約・協定加盟状況は以下のとおりである。

- ALADI(ラテンアメリカ統合連合): アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、キューバ、コロンビア、チリ、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ボリビア、メキシコ
- CAN(アンデス共同体): ボリビア、コロンビア、およびエクアドル
- TPP(環太平洋戦略的経済連携協定): カナダ、メキシコ、チリ、日本、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイ、オーストラリア、ニュージーランド
- 自由貿易協定: 米国、中国、チリ、メキシコ、シンガポール、韓国、日本、カナダ、EFTA加盟国、欧州連合、パナマ、コスタリカ、タイ、ベネズエラ、および、ホンジュラス

ペルーの主要な港湾

最も重要なペルーの海、川、および湖の港湾は、コスタ地域のカヤオ、マタラニ、パイタ、およびイロ、セルバ地域のイキトス(アマゾン川)、シエラ地域のプーノ(チチカカ湖)である。

第4章

事業組織

事業組織形態

ペルー国境から50km以内で行われる事業活動を除き、外国人投資家は制限を受けることなくペルーで事業会社を設立し、あらゆる種類の事業を営むことができる。国境から50km以内での事業の場合、政府から事前認可を得る必要がある。投資に対する特別な制限は、航空、ラジオおよびテレビ放送、銀行業等に存在する。

事業の組織化は、1998年1月1日に施行された会社法第26887号(LGS: Ley General de Sociedades)によって定められている。この法律は企業形態について定義し規制しているが、会社は(i)株式会社、(ii)有限会社、(iii)市民会社、および(iv)合名会社の4つの異なる種類に分けられて規定されている。

株式会社(S.A.: Sociedad Anónima)

S.A.は、ペルーの会社法によって規定される会社の主要な形態である。資本は、株式によって表象され、株主からの財産の出資によって構成される。S.A.では、サービスによる出資は受け入れない。

外国企業の子会社として利用されるS.A.は、株主や親会社と異なる独立した法人格を有する。

このように、親会社と子会社とでは、法律上、別の性格を有するため、親会社は子会社の行為に対する責任を負わない。親会社および(または)株主の責任は、出資した株式にかかる出資金に限定される。

S.A.の主要な特徴は以下のとおりである。

- S.A.は、2人以上の個人または法人によって設立されなければならない。株主数に上限はなく、また株主や親会社に国籍の制約はないが、規制の対象となる特定の活動(例えば、国境周辺での活動や、テレビ放送関連事業等)の例外はある。

しかしながら、S.A.の株主数が750人に達した場合、公開株式会社の形態を取り、証券取引所に登録する必要がある。

- 株主資本は株式として表章され、等分の価値を有する記名株式(異なる種類の株式発行は認められるが、無記名株式の発行は禁止されている)として登録される。また設立時において、授権資本たる額面総額の少なくとも25%が払い込まれ、ペルー国内の銀行または金融機関に、会社の名前で預金されなければならない。

S.A.の設立登記は、必要文書の有効性にもよるが、約20~30営業日を必要とする(ただし、行政書士や登記所から異議を提示されない場合)。

最も一般的で利用しやすい会社組織形態は、S.A.である。S.A.には、(i) 株式会社、(ii) 公開株式会社、および(iii) 非公開株式会社、の3つの形態がある。会社法の一般的な規定の多くがS.A.に適用される。公開株式会社と非公開株式会社は、S.A.の特殊な形態であるために固有の規定が適用されるが、S.A.の規定に該当する場合には、補足的にそれを適用する。

公開株式会社(S.A.A.: Sociedad Anónima Abierta)

S.A.A.は、株式会社の特殊な形態で、S.A.の一般的な要件を満たすが、いくつかの固有の特徴がある。

S.A.A.の設立、もしくは他の形態の株式会社(S.A.C.およびS.A.)をS.A.A.に組織変更する場合、以下の要件のうちどれか1つに合致している必要がある:

- 株式または転換社債の一般公募;
- 750人以上の株主を有する;
- 資本の35%超を175人(を含む)以上の株主が所有している、または、この株主数を満たすか否かにかかわらず、各々の株主の保有する株式が、資本金に対して0.2%以上かつ5%以下の保有比率の場合;
- S.A.A.として設立されている;
- 全議決権株主が全会一致でこの組織変更を承認した場合;
- 統治機構が、株主総会または役員会によって設定されている場合。

S.A.Aは、証券市場登記所に全ての株式を登記しなければならない。また、S.A.A.は証券市場監督庁(SMV : Superintendencia de Mercado de Valores)に管理される。

非公開株式会社(S.A.C. : Sociedad Anónima Cerrada)

S.A.C.は会社の特殊な形態で、S.A.の一般的な要件を満たすが、いくつかの固有の特徴がある。S.A.C.の最も重要な点は、以下のとおりである。

- 株主数は最大20人である。株式資本は株式に分けられ、等分の価値を有する記名株式として登録される。設立時において、授權資本たる額面総額の少なくとも25%が払い込まれ、ペルー国内の銀行または金融機関に、会社の名前で預金されなければならない。
- S.A.C.において取締役会の設置は任意である。したがって、取締役会は不要という選択をした場合、その事業体の運営組織は株主総会および支配人となる。この場合、支配人は取締役会に相当する機能を持つ。

S.A.C.の設立登記は、必要文書の有効性にもよるが(異議がなければ)、約20営業日を必要とする。

有限会社(S.R.L. : Sociedad Comercial de Responsabilidad Limitada)

S.R.L.は、主な特徴として、出資者は最大20人まで、かつ、出資した資本に対して有限責任となっており、S.A.Cと類似した法人である。両者の違いは、オーナーシップの譲渡において一定の制限や要件があることで、S.R.L.の場合にはより多くの手続きが必要とされる。

S.R.L.では、持分は等価に均分され、かつ、累積的で不可分な参加割合に分けられる。持分証券を発行することはできず、文字通りのシェア(株式)と呼ぶことはできないものであり、共同出資者からの出資金によって成り立っている。

S.R.L.の設立時、資本金は少なくとも各持分額の25%が支払われなければならない。ペルー国内の銀行または金融機関に、会社の名前で預金されなければならない。

S.R.L.の設立登記は、必要文書の有効性にもよるが(異議がなければ)、約20営業日を必要とする。

組織再編

LGSの第4集第2章では、さまざまな形態の組織再編を規定しており、ペルー国内に居住しているという条件の下、市民会社、2人以上の出資者からなる営利社団法人、一人有限会社を再編することができる。外国企業の国内支店の合併は、親会社同士の合併が行われる場合のみ、認められている。合併、会社分割、および他の形態の組織再編は、契約書に定められた日付から有効となる。組織再編に一般的に利用される形態は、以下の、(i)組織変更、(ii)合併、および(iii)会社分割の3つである。

- (i) **組織変更**: 会社の組織変更の制度を利用して、登記所での登記時に付与された法人格と法的地位を保持しつつ、解散することなく、法律が定めた他の異なる企業形態を適用すること。
- (ii) **合併**: 2社以上の会社が、当事者間の合併の合意に基づいて、資産の全てを新設会社または合併当事者の1つへ承継し、被合併会社が消滅するとともに、消滅する被合併会社の株主に対して、過去の出資割合に応じて、存続する合併会社の資本に対する一定割合の株式を発行すること。
- (iii) **会社分割**: 1つ以上の会社が、会社資産たる1つ以上の事業セグメントを分離して、新設または既存の、他の会社または複数の他の会社へ承継させること。分割を行った会社に対して、承継会社の株式を直接交付または付与する。
- (iv) その他の形態の組織再編: LGSは、他の形態の組織再編も規定している。
 - **単純再編**: 会社が、会社資産および株主資本を1つ以上の単位またはセグメントに分割して、1つ以上の新規または既存の会社に対して再分配するとともに、その出資割合に応じた株式資産を受領し留保する。あくまで、分割元となる会社が株式を受領するのであって、当該分割会社の出資者や株主が受領するのではない点に留意する必要がある。
 - **住所地の変更**: ペルー国内に住所を登録していた外国企業の子会社または支店が、移転先の国における登録上の要件を満たすとともに、当該国が許可する場合に、その登録した住所を

ペルー国外に変更すること。なお、ペルーは、外国人がペルー国内に設立した会社の居住地変更を許可しない点に留意する必要がある。

強調すべき点として、会社の組織変更は、異なる形態の会社に変更する場合のみをいい、S.A.の三形態間の変更は、あくまでLGSで規定された各々の特徴に沿った適応とみなされる点に留意する必要がある。

また、組織再編実務における課税関係は以下のとおりである。

所得税

所得税に関して、組織再編対象の企業等は以下の3つの制度のうちの1つを選択適用できる。

(i) 税効果を考慮した自発的な再評価

税効果を考慮した資産の自発的な再評価を行った場合、再評価価格とインフレ調整後取得価額との差額に対して所得税が課される。

その再評価価格(取得価額または譲渡価額)が、減価償却可能な取得価額として認識され、その価格(減価償却累計額を除く)に対して減価償却を考慮するとともに、新しい耐用年数が設定される。

(ii) 税効果を考慮しない自発的な再評価

税効果を考慮しない資産の自発的な再評価を行った場合、その名目利益が分配されない限り、再評価価格とインフレ調整後取得価額との差額には所得税が課されない。その際に考慮すべき条件として、再編後4年以内に行われた減資は利益の分配とみなされるが、損失の結果として減資が、株式資本と純資産との間の均衡を再構築するために行われた場合、または、損失が資本を50%以上減少させて回復しないまま一定期間が過ぎたことによる強制減資の場合にはその適用外となる。

その再評価価格は、費用の認識や減価償却計算に考慮されることはない。資産の減価償却額は、譲渡人が計算すべきであったもの同額となる。

(iii) 取得原価での移転

資産の自発的な再評価を行わなかった場合、譲受人への譲渡資産の取得価額は、インフレ調整を含んで、譲渡人が計上するはずだったものと同じ金額で計上する。資産の減価償却額は、譲渡人が計算すべきであったものと同額となる。

付加価値税 (IGV: Impuesto General a las Ventas)

組織再編の結果として譲渡される商品はIGVの対象外である。ただし、タックス・クレジットの移転は認められる。

その他の税金

組織再編契約に基づく取引に課される他の税金、すなわち不動産取引税（固定資産の譲渡に対して課される）や登録税について、税制上の優遇措置は特に定められていない。

外国企業の支店

LGSの規定によると、支店とは、本店から独立した法人格は有しないが、本店とは異なる場所において、その代表として授権された権限に従い、その任された活動範囲内での管理の自治を委ねられて、その会社の目的の範囲内での一定の活動を行う従たる拠点である。

LGSに従って外国企業の支店を設立するためには、当該企業はペルーにおける法定常任代理人を指名しなければならない。その者は、会社が行う業務の責務に対する十分な代理権を有し、支店運営に関する一切の問題を解決するとともに、訴訟に出廷し、告訴や他の法的事項に対応する。

支店は公正証書 (escritura pública) によって設立され、支店所在地を管轄する登記所に登記される。外国企業の支店の場合、公正証書には、少なくとも以下の情報を含まなければならない。

- 親会社の、本国において法人として有効である旨の証明書
- 定款および定款細則のコピー、またはそれに相当する法律文書
- 支店設立決定にかかる決議書。それには以下を含む: 当該支店に割り当てられるべき資本額、当該支店の法的居住地、支店の業務が会社の事業範囲内である旨の申告書、少なくとも1人の法定常任代理人の

任命および付与されている権限の詳細、および、当該支店がペルー国内で負担する義務についてペルーの法律に準拠すること。

法人の解散と清算

LGSは、会社の解散にかかる基本規定を定めている。解散しているとみなされる状況下で営業を継続することは、違法企業の状況となり、その場合、その取締役、管理者、代表者等は、違法企業状態となった後に締結した契約や行為について無限連帯責任を負うこととなる。

一旦、解散手続に入ると、清算プロセスが開始されるが、解散消滅登記がなされるまでその法人格は保たれる。清算プロセスの間に会社の資本金がなくなった場合、破産が宣言されなければならない。

外国企業の支店がペルーで活動を停止する場合、その設立時に作成した支店設立決定にかかる決議書と同様に、ペルーの支店が活動を停止しその支店を廃止する旨を決定した決議書を作成しなくてはならない。

現地法人と支店のメリット・デメリット

外国企業が現地法人または支店をペルーに設立することのメリットおよびデメリットは、ビジネスの観点から評価されなければならない。ペルーにおける事業展開の初期段階として支店を設立することは、市場と商慣行を評価することに有用と考えられる。

企業の観点から、LGSが定めた組織形態である支店または子会社（後者は法的に独立した経済体であるが、政策上および管理上は、その資本の過半数を所有することで支配権を発揮している親会社に依存している）の設立という選択肢に関して、主に組織構造と法的責任という2つの観点から検討されるべきである。

実際に、国内または外国企業の支店は、同様に親会社の定款や規則によって統治されるが、子会社はLGSの規定に準拠して作成された自身の定款に基づいて統治される。その一方で、支店では、その企業活動における責任は親会社に及ぶ（親会社は支店の義務に対しても責任を有し、親会社に背くいかなる契約も無効となる）が、子会社は自らの活動に責任を有するとともに、株主や投資者のリスクは法定資本への出資金額に限定される。

また、政府と契約する際には、支店は既存の外国企業の延長とみなされることから、公共事業体が入札時に入札者(支店)の提案を評価する際に、それを親会社人材の経験を提供できるものとして考慮に入れることは留意すべきである。

すなわち、ペルー政府が、外国企業から自立し独立した法人格を有する子会社や関連会社と契約を締結する場合には、外国親会社が有する経験を考慮に入れない一方で、ペルーに設立された外国企業の支店の場合には、親会社の経験を提供できると認められる可能性がある。

管理・監督機構

特定の政府機関は、さまざまなビジネス活動を管理、監督する責任を有しており、そのため、企業が事業活動を開始する際の特定の認可と登録手続を要求している。

政府機関の管理および監督下にある主な経済活動は以下のとおりである。

- ラジオおよびテレビ
- 航空運輸
- 電力
- 銀行および金融
- 保険
- 鉱業
- 石油
- 漁業
- 医薬品および化学製品
- 公共インフラ

他にビジネス活動の管理、監督を所管する機関があり、中でも重要なものは以下のとおりである。

- 民間投資促進庁(PROINVERSION: Agencia de Promocion de la Inversion Privada)は、ペルーに対する国外からの投資の登録を担当する。

- 全国競争保護および知的財産権保護機関 (INDECOPI: Instituto Nacional de Defensa de la Competencia y de la Protección de la Propiedad Intelectual) は、経済競争規制の遵守を担保し、工業財産権(商標および特許)と著作権の登録に責任を有している。また、INDECOPIには、会社の破産を宣言し、その事業再編、超法規的清算、および破産プロセスを実行する権限がある。
- 国家登記監督庁 (SUNARP: Superintendencia Nacional de los Registros Públicos) は、法制度の基礎となる、法律行為と契約の登記および公告について、計画、体系化、規制、運営、調整、監督を担当する機関である。
- 国家税務監督庁 (SUNAT: Superintendencia Nacional de Aduanas y de Administración Tributaria) は、税の徴収、監督、管理に責任を持つ機関である。
- 銀行保険年金監督庁 (SBS: Superintendencia de Banca y Seguros) は、全ての銀行業務と保険業務の監督、管理、規制に責任を持つ機関である。2001年以降、民間の年金運営管理機関も監督している。
- 会計検査院 (Contraloría General de la República) は、監査を通じて、国有企業および公的機関(地方政府や省庁等)による公的資金の管理と運用の調査を所管する機関である。
- 証券市場監督庁 (SMV: Superintendencia del Mercado de Valores) は、証券市場、公的資金を受け入れている企業、および、共同基金の運営企業を、管理、監督する責任を持つ。営利社団法人に対し、法に定める特定の組織形態(SACまたはSAA)に適合させるよう要求することもある。SMVはまた、監査法人を監督するとともに、企業の財務報告書の開示にかかる規制も所管している。
- 会計基準審議会 (CNC: Consejo Normativo de Contabilidad) は、全ての企業会計基準の設定を所管する機関である。
- 上下水道サービス監督局 (SUNASS: Superintendencia Nacional de Servicios de Saneamiento) は、上下水道のサービスにかかる規制、監督および査察を所管する機関である。

- エネルギー鉱業投資監督庁（OSINERGMIN: Organismo Supervisor de la Inversión en Energía y Minería）は、電力、石油および鉱業セクターに属する企業活動における法令遵守にかかる規制および監督を所管する機関である。
- 電気通信民間投資監督庁（OSIPTEL: Organismo Supervisor de la Inversión Pública en Telecomunicaciones）は、公共および独立事業体の電気通信サービス市場の規制と監督を所管する機関である。
- 運輸投資監督機構（OSITRAN: Organismo Supervisor de la Inversión en Infraestructura de Transporte de Uso Público）は、その権限の枠内において、サービス提供企業のマーケット内での行動やコンセッション契約の遵守状況に関する規制、規範化、監督および査察を所管する機関である。

共同事業契約

LGSでは、特定のビジネスまたは企業群が、その参加者共通の利益において団結して参画する関係を、創設して調整するための共同事業契約について定めている。この法律は、(i) 組合（コンソルシオ）契約と、(ii) ジョイントベンチャー契約の2種類の共同事業契約について定めている。

所得税法によると、共同事業契約では、契約が3年未満の場合や、業務の特性により独立した帳簿作成が不可能な場合を除き、契約参加者から独立した会計を行うことが求められている。ただし、付加価値税および物品税を規定する法律によれば、独立した記帳を行っている共同事業契約はこれらの課税対象となる。

第5章

ペルー税制

課税基準

ペルーの税制は、租税法律主義、租税公平主義、および基本的人権の尊重によって規定される。憲法は、税額査定のための目的による没収を受けない権利を、租税の原則として認めている。

ペルーの税金は、税(tributos)、賦課金(contribuciones)、および地方税(tasas)によって構成される。税は、議会法、または委任された場合の法令によってのみ、創設、改正、または無効になる。賦課金と地方税の場合は地方条例によって定められる。関税および行政上の公益事業のための地方税は、行政権が発令する最高政令によって定められる。

あらゆる法的解釈のアプローチは、税金の規則および法令等を適用する際に利用できるが、類推適用は許されない。

他方、ペルー税制では、租税法の序文、規則第16条において、納税者が締結した契約形態が、租税回避の目的で作られたかどうかを決定することを目的として、反租税回避一般原則を導入することを選択した。しかし、当原則適用のための、実質および形式面にかかるパラメーターが行政権により決定されるまで、この一般原則は現在停止されていることは留意すべきである。

ペルー国内の税目

ペルー税制は、以下の税目からなる。

- 租税法
- 中央政府所管の税金および賦課金等：
 - 所得税(Impuesto a la Renta)IR
 - 付加価値税(Impuesto General a las Ventas)IGV
 - 物品税(Impuesto Selectivo al Consumo)ISC

- 関税(Derechos Arancelarios)
- 公益事業のための地方税(Tasas por Prestación de Servicios Públicos)
- RUS (簡略化された単一税制度) (Nuevo Régimen Único Simplificado)
- 金融取引税(Impuesto a las Transacciones Financieras)ITF
- 暫定純資産税(Impuesto Temporal a los Activos Netos) ITAN
- 観光開発振興特別税(Impuesto Extraordinario para la Promoción y Desarrollo Turístico Nacional)
- 鉱業特別税(Impuesto Especial a la Minería)IEM
- 鉱業ロイヤルティ(Regalías Mineras)REM
- 鉱業特別賦課金(Gravamen Especial a la Minería)GEM

□ 地方政府所管の税金等：

- 不動産取引税(Impuesto de Alcabala)
- 不動産税(Impuesto Predial)
- 自動車税(Impuesto a la Propiedad Vehicular)
- プレジャーボート税(Impuesto a las Embarcaciones de Recreo)
- 非スポーツ興行チケット税(Impuesto a los Espectáculos Públicos no Deportivos)
- 賭けゲーム税(Impuesto a los Juegos)
- ギャンブル税(Impuesto a las Apuestas)
- 公共清掃、公園緑化、ごみ最終処分、および地域防犯活動に関する税金(Arbitrios de Limpieza Pública, Parques, Jardines, Relleno Sanitario, Seguridad Ciudadana)
- 公告許認可税(Licencia de Anuncios y Publicidad)

- 建設許認可税(Licencia de Construcción)
 - 事業許認可税(Licencia de Funcionamiento)
- その他の目的税:
- 社会保障賦課金(Contribución de Seguridad Social)
 - SENATI(工業系職業訓練機構)への賦課金
 - SENCICO(建築訓練所)への賦課金

管理

SUNATは、中央政府所管の税金の管理・徴収および外国貿易にかかる税金を所管する国家行政機関である。また地方政府は、法的に立法権が付与されている税金等(地方税および賦課金)に関して、自ら法律を制定するとともに、その管理・徴収を行う。

これらの政府機関はまた、各々が所管する税金等および納税者がその納税義務について犯した違反に対する行政手続についても、担当する権限を有する。これらの政府機関が下した裁定については、司法権に至る前の提訴資料となる判決を出す国家的権限を有する専門の高等機関である、租税裁判所に訴えることができる。

所得申告と納税

納税者は自ら税額を算出して、磁気媒体(電子納税申告—PDT: Programa de Declaración Telemática)に記録して申告するか、SUNATが配布した所得申告フォームに記入申告する。所得申告は、法律で定める期日までに提出しなければならないが、原則として、IGVの場合は毎月、IRの場合は毎年行う。

PDTまたは所得申告フォームの提出義務は、納税義務と独立して存在する。したがって、法律が定める場合、たとえ納税が不要でも、所得申告フォームは提出しなければならない。

税務管理

ペルーの税務機関は、納税者が申告した税金債務の評価にかかる監督業務について裁量権を持つ。仮に納税者の申告内容に遺漏や誤謬が認められる場合、税務機関は更正を行い、更正通知を発する。

更正決定を履行するため、税務機関は、その広範な権限に基づき、租税債務者に対し、会計帳簿、関連帳憑、報告書、および租税債務の存在と金額を立証する全ての一般的情報の提供を求めるとともに、特定の状況においては租税債務を推定計算する。

なお、ペルーはOECDの租税に関する共通報告基準(CRS)に基づく自動的情報交換制度の導入整備を行っており、それに適合するよう税法の改正等も進めている。これに関し、2016年12月31日に公布された法令第1313号では、法律第26702号が改正され、ペルーの税務当局が税務調査のために裁判所に銀行情報の提供を申請した場合、48時間以内に裁判官が開示の認否を判断し、許可された場合にはその後10営業日以内にSUNATへ情報開示がなされるようになった。

罰則

期限が到来した税金の支払を怠れば、SUNATが決めた支払遅延利息(TIM: Tasa de Interés Moratorio)が課される(現在の金利は毎月1.2%)。

税法違反と認められる行為または不作為は、罰則を伴う不法行為である。法律が定めている罰則は、その違反の種類に応じて、罰金、商品の没収、車両の一時的な押収、一時的な事業閉鎖、並びに事業免許、許可、コンセッションおよび事業認可の停止がある。さらに、税法違反に課されるこれらの行政罰に加えて、ペルー政府は、脱税行為を防止するために、詐欺的な脱税に対する刑罰を強化している。詐欺的な脱税に対する刑罰は、最高懲役12年と定められている。

不服申立

SUNATによる更正決定額または罰則について、法定期間内であれば、事前の納税をすることなく、まずSUNATに対して不服申立を行うことができる。それでもなお、納税者にとって不利な結果となった場合、納税者は租税裁判所に対して、当該SUNATの決定を不服として控訴することができる。その後法廷で争うこととなる。

機密保持

納税者が、その納税に関してSUNATに提供した全ての情報は機密情報であり、SUNATはそれを公表することは許されない。しかし、SUNATの組織内において、その情報は守秘義務を保持しながら相互に交換されるが、職員はその全責任を負わなければならない。

しかしながら、当該納税者情報の機密保持義務は、当該情報が司法長官、検察庁長官および国会委員会の調査手続にとって重要と認められる場合には解除される。

課税単位

課税単位 (UIT: Unidad Impositiva Tributaria) は、課税標準、控除額、限度額、罰則、およびその他の義務の算出に用いられる基準値である。2017年のUITは、4,050ヌエボ・ソル(約US\$ 1,191: 2016年の加重平均レート1US\$≐3.4ヌエボ・ソル)に設定されている。

納税者登録

ペル一人か外国人、居住者か非居住者にかかわらず、全ての個人または法人、未分割の承継財産、事実上の社団、もしくはその他の共同事業体は、納税者としてまたはSUNATが管理する納税責任があるものとして、納税者登録(RUC: Registro Único de Contribuyentes)しなければならない。

時効

税務当局による租税債務額の決定、納税要求、および罰則の適用など、その全ての行為に関して時効が定められている。一般的には4年、申告書未提出の場合には6年、源泉徴収税未納の個人の場合は10年で時効となる。

第6章

法人税

ペルー源泉の所得

事業主体の国籍、取引の実施または契約の履行・対象となる場所の所在地にかかわらず、以下に掲げる所得は、原則として、ペルー源泉の所得として認識される：

- 1) ペルーに所在する不動産およびそれに関連した権利から生み出される所得；
- 2) ペルー国内における財または権利の経済的な費消または利用により生み出された所得；
- 3) ペルー国内における資本の経済的な費消または利用、もしくは債務者がペルー居住者である場合における資本から生成した所得；
- 4) ペルー国内で実現した民事商業活動による所得；
- 5) ペルー居住者たる企業の持分または発行株式の譲渡、償還または買戻による所得；
- 6) 投資または借入に伴う利息による所得；
- 7) ペルー居住者たる企業が発行した株式を担保としたADR（米国預託証券）およびGDR（海外株式預託証券）の売却に伴う所得；
- 8) ペルー居住者たる公共または民間企業の代表に対して、ペルー国外で支払われる給与および報酬；
- 9) ペルー国内の市場で取引されるデリバティブ金融商品により、ペルー居住者または非居住者たる個人が得た所得；
- 10) ペルー居住者たる企業または団体により、支払または未払計上された、利益の配当その他いかなる利益分配による所得；

- 11) ペルー国内で経済的に利用、使用または費消されたインターネットその他同様のサービス網を利用した、インターネットまたはプロトコル、プラットフォームまたはテクノロジーへの対応または適用により提供されたデジタルサービスによって得られた所得；
- 12) ペルー国内で経済的に利用された技術支援により得られた所得；
- 13) ペルー居住者たる企業が、そのペルー国外で活動する取締役もしくは経営審議会または管理機構のメンバーに対して支払または未払計上した手当、給与その他いかなる形態の報酬。

輸出取引を通じて実現したペルー源泉の収入や、ペルー居住者たる企業が発行する株式の間接的譲渡にかかる収入についても、ペルーでの所得とみなされる。

所得税申告は、12月31日に終了する会計年度末から3ヵ月以内に提出する。納税者は所得申告を作成しなければならず、また税務当局の調査対象となる。

法人税

ペルーに居住する法人の全世界所得に対し、税率28%の所得税が課される。他方、株主に対する利益配当には、追加的に6.8%の税率が課される。なお、2016年12月10日に公布された法令第1261号では、2017年1月1日より、第3区分に属する所得の納税者には、29.5%の法人税が課されることになり、国外に対する配当の分配およびその他の利益分配の税率は、6.8%から5%に改正された。

この追加的な税率は、株主がペルーの居住者たるその他の法人でない限り適用され、利益配当を行った居住者たる法人によって源泉徴収された後に支払われることとなる。なお、この源泉徴収の税率について、2015年1月1日から2016年12月31日までの間に未支払であったこれら配当等には6.8%が、2015年1月1日以前に未支払であったものには、4.1%が適用される。

課税所得額(純収入)を算定する際は、課税対象となる総収入(総収入)から、課税総収入を生み出すのに必要な費用およびその収入を生み出す組織を維持するために必要な費用の全てを減算する。

認められている損金算入項目は、利息、税金、保険料、特別損失、資金回収費用、減価償却費、一般管理費と開業準備費用、法定引当金、回収懸念債権にかかる引当金および追徴金、社会保険引当金、退職年金、従業員賞与および手当、その他一般的に事業を行うために必要な全ての費用を含む。

ペルー国外で発生した費用については、関連証憑により適切に証明される場合には損金処理できる。

なお、個人的費用、第三者が負担すべき所得税、租税および行政の罰金、所得税法に定める限度額を超過した寄付金および引当金、サービス費用、無形資産の譲渡、資産利用権の譲渡、および債権譲渡損失の減算は認められない。

法人は、所得税、および、国外を源泉とした所得に対して国外で支払った所得税をタックス・クレジットとして、所得税の税額控除対象とすることができる。また一定の限度額まで、民間および公共の教育機関に対する寄付についても同様に税額控除を適用することができる。

法人税の支払

全ての法人は、所得税の予定納付を毎月行う必要がある。予定納税額は、以下のうちどちらか金額が大きい額となる：

- 月次純利益の1.5%
- 前年に算出された所得税額を、同年の純利益の総額で除し、その結果またはそれに見合う率を、当月の純利益に乗じることによって得られた金額

タックス・ヘイブン税制

徴税管理目的のために、低税率または無税の国または属領(タックス・ヘイブン)の居住者たる個人または法人が行う取引は、税務上特別な取扱いを受ける。

一部の例外を除き、ペルーの居住者たる法人は、タックス・ヘイブンの居住者たる個人または法人との間でなした取引によって発生した費用を、法人税の課税所得計算上の減算項目として認識することはできない。

移転価格税制

関連者間取引、もしくはタックス・ヘイブンとの、または、タックス・ヘイブンを經由して行った取引の価格は、「アームズ・レングス」原則（類似した取引条件下における、第三者との間でなされた比較可能な取引において、当事者間で合意された価格）に基づいて、決定されなければならない。

移転価格税制を適用しない場合にペルーで支払う税金が少なくなる場合にのみ、税務当局は所得税目的のために取引価格を調整する。

以下のいずれかに該当すれば、関連者とされる。

- 自然人、法人、または事業体が、直接または間接的に他方の管理、支配、または資本に参加している。
- 同一の自然人または複数人の集合体が、直接または間接的に、取引に関与した法人の管理、支配、または資本に参加している。

また規定では、関連者とみなされるその他の条件について定めている。

関連者取引という事実を隠蔽する目的で引き受けた取引は、関連者間による取引とみなされる。

法律は、移転価格の計算に関して、以下の方法を定めている。

- 独立価格比準法
- 再販売価格基準法
- 原価基準法
- 利益分割法
- 残余利益分割法
- 取引単位営業利益法

それぞれの取引に対して最適な計算方法を適用して販売価格を決定する必要がある。

2つ以上の相手国または属領との国際取引を行った納税者は、税務当局（SUNAT）に対して事前確認制度（APA）の申請を行うことができる。

なお、2016年12月31日に公布された法令第1312号では、OECDの移転価格税制の行動13に従った改正がなされており、課税対象となる年間総収入が2,300UIT(約US\$ 2,740千)を超える企業は、2016年度からローカル・レポートを(2017年に提出)、共通の経済グループに属する企業群の年間総収入が20,000UIT(約US\$ 23,824千)を超える場合には、2018年からマスター・ファイルを、また、多国籍企業グループの一員である場合には、2018年から国別報告書を、それぞれ提出する必要があるが、具体的な提出期日については未だ発表されていない。

また、この改正では、関連者との、もしくは、タックス・ヘイブンの居住者とのコモディティの輸出入取引に関する価格決定ルール(輸入;出港完了時の市場価格、輸出;入港完了時の市場価格)や、グループ内役務提供にかかる売価決定ルール(付加価値サービスにかかる原価および費用を基準とした利益がその5%を超えない)および「利益テスト」の導入がなされた。

過少資本税制

負債／純資産比率が3:1を超過する場合、限度を超過した部分に対する関連会社間で支払われた利息は課税所得計算上、損金算入できない。

タックス・ヘイブン対策(CFC:Controlled Foreign Corporation Rules) 税制

CFC税制の適用により、ペルーに居住する納税者(自然人または法人)が非居住者たる被支配事業体を通して得た受動的所得を、それが発生した年度にペルーに居住する納税者に対して割り当てることができる。この税制によって、税務当局が、課税繰延を回避するために、非居住者たる被支配事業体の存在を否認することが認められている。

ペルーに居住する納税者は、非居住者たる被支配事業体が支払った受動的所得にかかる所得税を、割り当てた受動的所得にかかるペルーの所得税に対する税額控除として利用することができる。

しかしながら、ペルーに居住する納税者に対し、非居住者たる被支配事業体により配当(この制度の対象となる受動的所得に相当)が支払われた後には、ペルーの所得税は課されない。

暫定純資産税(ITAN)

前会計年度の12月31日時点の貸借対照表に計上された純資産額に対してITANが課される。ITANIは、1,000,000ヌエボ・ソル(約US\$ 298,231.49)を超過する金額に対して0.4%の税率で課される。

支払われたITANは法人税に対する税額控除として利用でき、また、還付を受けることもできる。

第7章

非居住法人に対する所得税

外国法人の支店に対する所得税

外国法人の支店、代理店、またはその他の恒久的施設が得たペルー源泉の所得については、内国法人と同率の28%の所得税の納税義務を負う。

非居住法人に対する所得税

非居住法人は、ペルー源泉の所得に対して所得税の納税義務を負う。

以下の税率が、非居住者たる法人に対して適用される。

- 国外の債権からの利息(特定の要件を満たした場合) 4.99%
- ペルーで設立された複数の事業を行う法人に対して国外で 4.99%
支払われた、例えば、ペルー国内に所在する銀行または金融機関が国外の与信枠を国内で利用した場合等、の利息
- 船舶および航空機のリースによる所得 10.00%
- ロイヤルティ 30.00%
- 配当の分配およびその他の利益分配* 6.80%
- 技術支援(特定の要件を満たした場合)による所得 15.00%
- 国内保有有価証券の譲渡による収益 5.00%
- 海外保有有価証券の譲渡による収益 30.00%
- 金融制度一般法(法律第26702号)に従った、債券、その他の 4.99%
の負債性金融商品、および預金からの利息
- その他の所得 30.00%

(*) なお、2016年12月10日に公布された法令第1261号により、2017年1月1日以降、配当の分配およびその他の利益分配の税率は、6.80%から5.00%に改正された。

後述する推定課税所得を除き、以下は非居住者に対する源泉所得税の対象となる純利益であるとみなされる。

- 他の法人所得税として払われた、または税額控除された全ての金額
- 税務当局への事前申請を条件として、資産または権利の譲渡対価から、譲渡対象資産または権利の投資額およびその減価償却額を控除した残額

非居住者の事業活動に対する推定課税所得

ペルーでその事業の一部を行う非居住者たる企業は、所得税法により、グロス収入のうち、以下の割合のペルー源泉の課税所得を得ているものと、推定される。

- 保険事業 7%
- 航空機リース 60%
- 船舶リース 80%
- 電気通信サービス 5%
- 航空運輸 1%
- 航海用船契約 2%
- ニュースまたは情報の配信 10%
- 映画等の配給 20%
- コンテナの供給 15%
- 期間が経過した輸送目的のコンテナの保管 80%
- テレビ放映権の譲渡 20%

第8章

個人所得税

居住者たる条件

自然人たる個人は、ペルー税制上、居住者または非居住者に分類される。12ヵ月間のうち183日以上ペルー国内に滞在した場合には居住者と判定され、当該基準を満たした翌年1月1日以降、居住者として取扱われる。

非居住者たる個人はペルー源泉の所得に対してのみ納税義務を負うが、居住者たる個人は全世界所得に対して納税義務を負う。

居住者と認定された個人が、他国の居住者としての資格を取得してペルーを出国した場合には、ペルー居住者としての判定から外れる。なお、駐在員の査証を取得し、または、就労期間が1年以上の雇用契約を締結し、これをペルー領事館（またはこれに準ずる機関）が認証した場合に、他国の居住者であると判定される。他国の居住者であることの証明ができない場合、12ヵ月間のうち183日以上ペルーを離れないときは、その者は引き続きペルー居住者として取り扱われることとなる。

ペルー居住者の地位を喪失していたペルー国籍保有者がペルーに帰国した時は、その滞在が12ヵ月間のうち183日未満である場合を除き、再びペルー居住者となる。

税率

リース、サブリース、および、不動産の譲渡により生ずる所得（第1区分所得）の場合、金利、ロイヤルティ、およびキャピタルゲイン（第2区分所得）の純収入に対して、6.25%の税率が適用される。

配当、および、その他の利益の分配に対しては、6.8%の税率が適用される。

なお、2016年12月10日に公布された法令第1261号により、2017年1月1日以降、配当の分配およびその他の利益分配の税率は、6.80%から5.00%に改正された。

居住者たる個人が得た、個人事業による事業所得または被雇用者としての所得は、以下の累進税率表に従い課税される。

純課税所得(労働所得および外国源泉所得)	税率
5 UITまで(約US\$ 5,956)	8%
5 UITから20 UITまで(約US\$ 23,824)	14%
20 UITから35 UITまで(約US\$ 41,691)	17%
35 UITから45 UITまで(約US\$ 53,603)	20%
45超 UIT(約US\$ 53,603)	30%

非居住者たる個人に対しては、個人事業による事業所得、または、被雇用者としての所得にかかわらず、30%の一定税率が適用される。

国内において、独立した個人が、提供した役務提供の対価を受け取る際は、その個人は所得税の申告を行う必要はない。一方、役務提供を受けた者が源泉徴収代理人としての立場を有する場合には、その対価を支払う際に源泉徴収をしなければならない。

被雇用者としての給与所得のみを得ている場合、その者自身は所得申告を行う必要はなく、居住者たる雇用主が被雇用者の所得税の源泉徴収および納税の義務を果たさなければならない。なお、その被雇用者がペルーの給与支払者名簿に載っていない場合には、所得税額を自ら計算して、これを直接税務当局へ支払わなくてはならない。

所得税控除

居住者たる個人は、所得税の課税所得の算定上、次に掲げる金額相当額の控除が認められている。

- 総資本所得合計の20%(第1および第2区分所得)
- 会社の取締役や共同経営者等としての報酬を除き、24 UIT(約US\$ 28,588)を上限として個人事業主の総事業所得(第4区分所得)の合計の20%
- 個人事業主の事業所得および通常の給与所得(第4および第5区分所得)の場合、7 UIT(約US\$ 8,338)の年間控除

2017年のUITは、4,050ヌエボ・ソル(約US\$ 1,191)に設定されている。

さらに、非居住者の所得税の源泉徴収義務について、課税所得は以下のように認識される：

- 第1区分所得として支払った支払合計額
- 第4区分所得として支払った支払合計額の80%
- 第2区分所得として支払った支払合計額
- 第5区分所得として支払った支払合計額

居住者たる個人納税者は、法定限度額に至るまで、国外源泉の所得について国外で納付した所得税を、ペルーにおいて納付すべき所得税の額から控除することができる。

非居住者たる納税義務者に対して支給する非居住者自身、その配偶者および子供にかかる契約開始および終了時の旅費交通費、ペルー滞在当初3カ月に要する居住費および食費、引越費用、家具等生活用品費、並びにホームリーブ帰国旅費等は、第5区分所得に含まれない。なお、これらの雇用主から支給された手当等については、その労働契約について、所管する政府当局の承認を得ておく必要がある。

また、技術支援サービスをペルー国内で提供するために契約された非居住者たる納税義務者に対し、サービス利用者が支払った、ペルー国内外の旅費、ペルー国内での食費や宿泊費等に充てる日当等の費用の合計額も、第5区分所得に含まれない。

課税対象外の所得

労働法規で定められている補償金や退職金は、所得税の課税対象外である。個人の労働提供の対価たる終身年金や公的年金についてもまた同じである。

相続および寄付行為は、影響を受けない

ペルーの税制上、相続は課税対象ではない。相続財産からの所得は、遺言が登記されるか、または正統な相続人による税務申告がなされるまでは、個人として課税される。

通常、寄付には課税されないが、寄付を通じた不動産の譲渡は課税される可能性がある(例えば、不動産取引税は、通常、寄付による不動産の譲渡についても課税される)。他方、特に法で定めた寄付については、寄付者に対して所得税控除の権利を与える可能性がある。

未申告の国外資産等に関する所得税優遇措置

OECDルールへの調整の一環として、ペルー居住者たる個人による、国外から送金された無申告の所得を自発的に申告することを促すために、2016年12月11日に公布された法令第1264号により、2015年12月31日までになされた国外からペルーへの送金に関する、暫定的な個人所得税優遇措置が2017年1月1日より施行されることとなった。

これによると、申告された国外資産に対して10%の税率で課税されるが(通常の個人所得税率は30%)、もし、その送金された資産が、ペルー国内の特定の証券または資産に再投資されている場合には、7%の軽減税率が適用される。

第9章

キャピタルゲイン課税

概要

キャピタルゲインとは、資本的資産の譲渡から生ずる所得である。この資本的資産は、事業や会社の本業に資する目的で保有されているものではない。

キャピタルゲインにかかる課税対象所得（純キャピタルゲイン）は、譲渡対価から当該譲渡にかかる認識可能な原価を控除して算定される。

証券または債券の譲渡、償還または払戻等

非居住者（自然人および法人）

- 株式の譲渡等によって稼得した純キャピタルゲインに対して、その取引が国内で行われた場合は5%、国外で行われた場合は30%の税率で課税される。

ペルーの証券取引所の証券市場登記所に登録されている株式が、ペルーの集中取引システムを通じて譲渡された場合には、その取引は国内で行われたと認識される。一方、これ以外の場合には、その取引は国外で行われたとみなされる。

居住者

- 居住者たる法人が獲得した純キャピタルゲインは、営業上の課税所得と合算して、28%の税率で課税される。
- 居住者たる個人が獲得した純キャピタルゲインは、当該純キャピタルゲインから譲渡対価の20%に相当する金額を控除して算出した金額に対して、6.25%の税率で課税される。

自然人の場合、株式の処分によって発生したキャピタルロスと、同種の取引によって得たキャピタルゲインに限り相殺することが認められている。

なお、2016年12月11日に公布された法令第1264号では、2015年度以後の申告において、ペルー居住者が国外で稼得してペルー国内へ送金し、かつ、申告していなかった国外からのキャピタルゲインの送金については、2017年1月1日より、10%の税率に改正された。また、この送金をさらにペルー国内で再投資すると、7%に軽減される。

株式およびその他証券の譲渡にかかるキャピタルゲイン課税免除の特例 (居住者および非居住者ともに適用対象)

- 証券市場監督庁(SMV)が管轄する証券取引所において、2019年12月31日までに行われる株式およびその他証券(米国預託証券(ADR)、海外株式預託証券(GDR)、上場投資信託(ETF))の譲渡のうち、次の要件の全てを満たすものについては、キャピタルゲイン課税が免除される:
 - 12カ月間において、納税者およびその関係者が、単独または複数回で、同時並行または連続の取引により、発行済株式または証券の10%以上を譲渡しないこと。
 - 対象となる株式等は、株式市場でのプレゼンスが必要である。この要件を満たす納税義務者は、SMVにより毎日公表される。
- この特例の適用を受けるためには、上記の要件を満たす旨の宣誓陳述書を証券取引所において提示しなければならないことが法律により定められている。なお、この陳述書には次の情報が含まれていなければならない:
 - 納税者の身分証明
 - 株式市場における占有割合
 - 直近12カ月間の株式等の取引明細

不動産の売却

非居住者

- 不動産の譲渡により獲得した純キャピタルゲインに対して、30%の税率で課税される。なお、2016年12月8日に公布された法令第1258号により、2017年1月1日以降、非居住者たる個人が獲得したのものに関しては、5%の税率に改正された。

居住者

- 居住者たる法人が稼得した純キャピタルゲインに対して、所得税として28%の税率で課税される。
- 居住者たる個人が稼得した純キャピタルゲインは、当該純キャピタルゲインから譲渡対価の20%に相当する金額を控除して算出した金額に対して6.5%の税率で課税される。

第10章

間接税

付加価値税

通常、ペルー国内において譲渡された財または提供されたサービスは、付加価値方式により、16%の付加価値税(IGV)の課税対象となる。IGVの算定に使用される財またはサービスの価格は2%の地方振興税の計算にも使用され、結果的に、IGVの合計税率は18%になる。

なお、2017年1月7日に公布された法令第1347号では、同年5月31日までのIGVの純還付額が、年換算で国内総生産の7.2%に達した場合には、同年7月1日以降、IGVの税率を1%引き下げて15%(合計税率17%)にする旨を定めた。

IGVは、ペルー国内において非居住者たる個人が提供するサービス、建設契約の請負、建設者による不動産の最初の販売、および輸入品に対しても課される。

納税義務の成立の時期は以下のとおりである：

- 財の譲渡…請求書の日付または資産の受渡日のいずれか早い日
- 船舶または航空機の譲渡…契約締結日
- 財の使用・自家消費・除却等…使用等した日または請求書の日付のいずれか早い日
- サービスの提供…領収書の発行日または対価の受領日のいずれか早い日
- 電気、飲用水、利用者向け電話、テレックス、および電報サービスの供給…対価の受領日または支払期日のいずれか早い日
- 非居住者が提供するサービスのペルー国内における利用…購買登録(Registro de Compras)に領収書が登録された日付または対価の支払日のいずれか早い日

- 建設契約の請負…請求書の日付、または、対価の一部または全てが支払われた日、のいずれか早い日
- 不動産の最初の販売…対価の一部または全てが支払われた日
- 財の輸入…財が恒久的に輸入された日または一時的な保管から恒久的輸入に変わった日
- 無形資産の輸入…購買登録に領収書が登録された日、または、対価の一部または全てが支払われた日、のいずれか早い日

IGVに関する法律の付録IおよびIIに記載された財およびサービスは、2018年12月31日までIGVが免除されている。

IGVの免税対象となっているのは、鮮魚、野菜、種、果物、本等の財、また、国内の公共交通機関、国際貨物輸送、文化的興業、生命保険、その他の定められたサービスである。

税制上の優遇措置

アマゾン – アマゾンの居住者が、アマゾン地域で財の譲渡、サービスの提供、または、建設契約の請負を行う場合、以下の条件を満たす場合、IGVの免除を受けられる。

- アマゾン地域に納税地、会社の管理組織、および生産拠点を有していること
- アマゾン地域の拠点等において、会計帳簿の記帳を行っていること
- 保有する固定資産のうち、70%以上をアマゾン地域に保有していること

早期還付制度 – この制度は、資本財を輸入により取得した際に課税されたIGVのうち、これらの資本財が購買登録された日から6か月以内に回収できなかったものについて、譲渡可能なクレジット・ノート(税金相殺減額請求権)により、還付を受けることができる制度である。事業開始前の個人または法人が、この制度を利用できる。また、この制度の対象は、鉱業・石油・石炭産業・水力発電事業といった、投資額が大きく、かつ、その事業開始準備に長期間を要する事業が想定されている。

輸出 — 財またはサービスの輸出、並びに国外で行われる建設契約の請負については、IGVが免除される。また、免税店に対する財の譲渡も輸出行為とみなされるため、免税の対象となる。免税店内で行われる財の販売、鉱業生産者が行うスワップ取引、および非居住者たる個人に対する宿泊サービスの提供も同様である。これらの財またはサービスの取得、建設契約、並びに輸入保険に対して支払ったIGVについて、輸出業者は現金またはクレジット・ノートによる還付を受けることができる。

非課税対象

事業活動外からの中古資産の譲渡、組織再編による資産の譲渡（例えば、合併または事業分割）、個人企業または違法企業からの譲渡、および、銀行または金融機関によるクレジット・サービスの提供はIGVの課税対象外である。

物品税

ガソリン、自動車、アルコール飲料、ミネラルウォーター、ビール、タバコ等の商製品は物品税（ISC）の対象となり、その生産者または輸入業者に対して、その商製品の性質に応じた税率により、ISCが賦課される。また、賭博やくじもISCの対象となる。

ISCの納税義務は、IGVの納税義務と同様のタイミングと条件で発生する。ただし、賭博やくじにかかるISCの納税義務は、金員を受領したときに発生する。

第11章

金融取引税および 「Bancarización」制度

一般的に、金額の多寡にかかわらず、ペルーの銀行口座で行われるほとんどの取引(預入および借入)に対して、0.005%の金融取引税(ITF)が課される。

支払われたITFは、所得税の課税所得の算定上、費用として損金算入が認められる。

「Bancarización」制度

US\$ 1,000またはS/. 3,500(ヌエボ・ソル)を超過する支払を行う場合には、ペルーの銀行システムにおける、いわゆる「支払手段」(小切手、銀行預金、銀行振込、クレジットカード、デビットカード等)、を通じて決済しなければならない。また、金銭の借入を行う場合には、金額にかかわらず、この「支払手段」のいずれかを利用しなければならない。

これらの「支払手段」を利用しない場合には、原価および費用としての損金算入、または税額控除は認められない。

第12章

その他の税金

SENATI(工業系職業訓練機構)への賦課金

前年に平均20人以上の労働者を雇用していた製造業を営む企業は、SENATIに賦課金を支払わなければならない。

1997年以降、賦課金は、製造業に従事する労働者賃金の0.75%に設定されている。

地方税

不動産取引税

有償または無償で行われた不動産の譲渡は、その不動産が都市部または地方に所在しているかにかかわらず、この税の対象となる。これには、所有権留保中の所有権の譲渡も含まれる。

課税標準は譲渡価額相当額であるが、譲渡が行われた年における不動産の公的評価額が下限とされている。課税標準のうち10UITまでの金額は課税されず、これを超える部分の金額について、不動産の購入者に対し、3%の税率で課税される。

不動産税

ペルー国内に土地を所有している場合には、その土地が都市部または地方に所在しているかにかかわらず、年ベースの不動産税が課される。課税対象年度の1月1日時点における土地の所有者が、その時点の土地分類に従って、納税義務を負うことになる。

課税標準は、同じ行政区域に所有している不動産の合計価値で構成されているが、これは専門的行政組織で国家鑑定機関である「Consejo Nacional de Tasaciones」が作成し、住宅・建築・衛生省が承認した、地価および建物の公的評価額の等級に基づいて決定される。また、累進課税制度が採られており、各不動産の合計価値に適用される税率は次のとおりである：

- 15 UIT(約US\$ 17,868)以下:0.2%
- 15 UIT超60 UIT(約US\$ 71,471)以下:0.6%
- 60 UIT超:1.0%

自動車税

国産車か輸入車かにかかわらず、自動車、トラック、ステーション・ワゴン等の車両には、最初に公的な自動車所有登録した日から3年間自動車税が課される。課税標準は車両の当初価額であるが、経済財務省が毎年承認している参照データ値(車両の経過年数に応じた価格調整が考慮されている)を下回ってはならない。税率は1%である。

賭けゲーム税

賭けゲーム等には、以下の税率で課税される。

- ビンゴ、くじ引等: 券の価格の10%
- ピンボール: コインまたは遊具の価格の10%
- カジノ・ゲームおよびスロットマシン: 毎月の粗収入の12%。粗収入は、賭け金収入と支払賞金との差額である
- 宝くじ: 賞金の10%

非スポーツ興行チケット税

この税は、国家文化機関によって正式に認可された文化的興業を除いて、スポーツ以外の公演の鑑賞代として支払われる金額に対して課される。

税率は以下のとおり:

- 競馬: 15%
- 映画: 10%
- その他の公演: 10%
- 闘牛: 5% (チケットの平均価格がUITの0.5%未満の場合) または 10% (チケットの平均価格がUITの0.5%以上の場合)
- 音楽コンサート: 0%

- ペルーの民俗ダンス・ショー、古典演劇、クラシック音楽コンサート、オペラ、オペレッタ、バレエ、およびサーカス:0%

事業許認可

これは、工業、商業、またはサービス事業を設立する全ての者が一度だけ支払わなければならない税金である。賦課金額は、提供される行政サービスのコストによるが、1UIT(約US\$ 1,191)を超過することはない。

第13章

労働法規

労働契約の種類

民間の事業活動に関して、ペルーの労働制度では、従業員を無期もしくは有期で雇用することが想定されている。

雇用契約では、有期または無期にかかわらず、労働関係に関する、個人によるサービス提供、従属性および報酬という3つの基本的構成要素が明示されていることが条件となる。定期または有期雇用契約では、その一時性を裏付ける客観的な根拠の存在を条件として、一時的なサービス提供である職務の性質が明示される。

無期雇用契約:

契約締結は、口頭または書面により可能となる。労働関係は、従属的なサービスが、その対価としての報酬とともに実質的に提供された日から成立する。また、労務提供開始当初の3ヵ月は、労働者がその職務に求められる条件にふさわしいかどうかを雇用主が判断するための試用期間とみなされる。もし雇用主がふさわしくないと判断したならば、相応の理由なく契約を解除することができる。

有期雇用契約:

有期雇用契約は、雇用者が有期契約とすべき、もしくは、無期契約関係とした場合に不都合が生じること、を明示できる客観的理由を証明すること（客観的理由は真実かつ証明可能でなければならない）を条件として、例外的に認められるものである。この労働契約は書面ではなくてはならず、および労働監督当局（AAT: Autoridad Administrativa de Trabajo）への電子登録が必要となる。

以下の表では、民間事業活動における全てのタイプの有期雇用契約が示されている。

一時的		
起業または新規事業のため	市場ニーズによるもの	企業再編目的
新規事業から生じるニーズを満たすため。最長3年間。	需要の変化による短期的増産に応じるため。最長5年まで、継続的に更新可能。	企業活動の転換、拡大または修正のため。最長2年間。
暫定的		
臨時	代替	緊急時
一時的、かつ企業の通常活動とは異なるニーズを満たすため。1年当たり最長6か月。	一時的に正規社員に代わるもの。期間は、正規社員の復職日の影響を受ける。	事故または不可抗力に起因するニーズを満たすため。期間は、緊急性が生じている期間に準ずる。
特定のプロジェクトまたはサービスのため		
特定のプロジェクトまたはサービス	断続的	季節的
予め決められた目的に対するもの。肉体労働、知的労働またはサービス。期間は、労働またはサービスの必要期間となる。	永続的だが不連続な事業活動ニーズを満たすため。期間は特定されない。	年間の特定時期に発生する事業活動ニーズを満たすため。事業活動の性質により、同程度の期間が周期的に繰り返される。
その他		
政令第22342号		
従来製品とは違う製品の輸出に対応するための制度である。正規の要件を満たす限り、無期限に更新可能である。	政令第22342号は、他の労働制度において定めが無いあらゆる活動に対して適用されるが、当該活動は予定されたサービス提供期間に従う。	

短時間労働契約

この契約は、1日4時間未満の労務提供を行う労働者と、書面により締結されなければならない。労働監督当局(AAT)に登録されなければならない。

関係法令によれば、この契約では、最低限の労働時間数であるため、労働者は限定的な福利厚生しか受けられない。そのため、これらの労働者は、CTS(退職金制度)や雇用安定性(雇用主は、正当な理由を示すことなく、書面によらずに契約を解除できる)も無く、また、年間7日の休暇しか取ることができない。それゆえ、残業が発生した場合や、書面により登録された契約書が存在しない場合には、この契約は歪められることとなる。

テレワーク:

テレワークは、ITや通信技術を活用した特殊な勤務形態である。従業員自身は出社することなく、「テレワーカー」と呼ばれ、ITや通信技術等を利用して雇用者のシステムの中で労務を提供することになる。

労働法制によると、以下の2つの方式が許容されている。

- 完全方式:雇用者の施設外で労務提供する
- 混合方式:雇用者の施設内・外どちらでも労務提供する

また、この労働形態の正式な必要条件として、署名された書面の労働契約が必要となる。後に付帯条件を補足する場合や、労働形態を変更する場合(テレワークから通常の勤務形態への変更等)においても、署名された書面の契約が必要である。

さらに、この形態で勤務した労働者は、法で定められた労働者としての権利、すなわち、労働時間に対する報酬、法定賞与、休暇その他、全ての権利を享受することができる。

アウトソーシング:

ペルーの労働法は、サービスの外注という概念のもと、受託会社によるサービスの提供の契約として、アウトソーシングを認めている。委託会社とアウトソーシング・スタッフとの間に雇用関係はなく、委託会社と受託会社との両者間にのみ契約関係が存在するという仮定である。

この契約関係を通じて、委託会社は他の受託会社に対して、1つ以上の業務活動を委託し、受託会社は委託会社のその業務活動に対して労務サービスを提供する。

この形態を利用する場合の主な要件は、受託企業の責任下で運営される独立した経済単位の存在、およびその活動が委託会社のコアビジネスの一部であるか、もしくは、より良い補完方法であるかどうかにある。

派遣職員を委託会社の施設に配置する際には、以下の要件の遵守が求められる。

要件	具体的な内容
複数の顧客	<p>アウトソーシング会社は2社以上の顧客を持たなければならない。しかし、以下の場合、この条件は解除される：</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) アウトソーシング会社が事業を行っている地域、市場、または経済セクターにおいて、そのサービスが限られた企業にのみ必要とされる； (ii) 提供されるサービスの性質上、委託者とアウトソーシング会社との間の排他的契約となることが正当化される； (iii) アウトソーシング会社が零細企業として分類される。
固定資産	<p>アウトソーシング会社が、機器・備品を、所有またはリースにより自己の資産として管理し、派遣スタッフがそれを使用する場合、この要件は満たされる。</p> <p>アウトソーシング会社が所有していない機器・備品や建物等は、経営管理、または、会社の重要な要素である事業に関連する、もしくは、サービス提供する生産設備の一部を構成する場合にのみ使用することができる。</p>
資本投資	<p>アウトソーシング会社は、その運営とサービス提供を支えるための自らの資本を持たなければならない。</p>
報酬	<p>それが単なる人員供給と混同されないように、委託者に提供するサービスまたは役務毎に報酬が合意されなければならない。</p>

労働仲介:

これは人員派遣を認めるものであると同時に、限定された形態である。これは、雇用する会社の、主要業務の一時的な代替、補助的業務および(または)特定の活動のために、定められている。

要件は以下の通りである:

活動	定義
主要業務 (一時的な場合のみ)	会社のビジネスに固有の業務: 組織、管理、マーケティング、または、一般的に、それが機能しない場合に事業運営に影響し中断を生じさせるようなあらゆる活動。
補助的業務 (永続的)	主要業務に関連していない補助的な業務: 仮に無くとも、事業運営は中断しない。 例えば、監視、保安、修繕、宅配、清掃、およびその他これらに類似した性格の業務。
特定の活動 (永続的)	補助的、副次的、または会社の主要業務と無関係な活動だが、高水準の技術的、科学的、または特別な資格を要する業務。 例えば、特殊な保守・衛生。

労働時間

ペルー労働法では、労働時間は最長で1日8時間または週48時間となっている。雇用主は、労働時間が8時間以上の日と8時間未満の日を設定することができるが、基準労働時間は週48時間を超過してはならない。

全ての企業は、監督を受けるために、従業員の出退社記録を残す義務を負う。

超過勤務:

1日当たり、または週当たりの基準労働時間を超過する時間は、超過勤務時間とみなされる。その場合は、労使間で合意された割増賃金が支払われる。最初の2時間は従業員の通常時間給の少なくとも25%の割増賃金となり、それ以降は最低35%の割増となる。なお、この最低割増賃金を上回る取決めを置くことができる。

夜間勤務:

夜10時から朝6時までの間は夜間勤務時間とされ、この時間帯に勤務時間を設定することは認められているが、従業員間でのローテーションが行わなければならない。また、夜間勤務を行う従業員には、最低賃金（現在は850ソル）に少なくとも35%の割増金を加えた週給、隔週給、または月給が支払われなければならない。

労働条件

ペルーの雇用制度では、労働条件は全て数量ベースで定められる——通貨ベース、または、良好な職務遂行や業務の必要性のために労働者に与えられるもの、例えば、交通費、旅費、会社の代表としての支出、制服、安全装備、その他、一般的に職務の遂行のために合理的に必要なかつ従業員の個人的な利得や財産的利益にならない支出が挙げられる。これらの労働条件は、報酬の性質を帯びていないため、給与としての支払や利得として課税対象にはならず、社会保険の計算基礎にも含まない

報酬外のものであることを説明するために、従業員はその使用、用途について責任をもつ必要がある。

労働給付および社会保険給付

以下は、ペルーの労働法制で定められた従業員に対する給付の例である。

項目	内容	計算方法
基本給	実際の労働時間に対する報酬額であり、社会保険を計算する際の基礎となる金額である。	通常の労働時間(1日4時間以上)であれば、最低賃金(RMV、現在は850ソル)を下回ってはならない。
家族手当	18才未満、またはそれ以上だが高等教育を受けている子女をもつ労働者に与えられる。	最低賃金(RMV)の10%と等しい額。現在は85ソル。
法定賞与	各年の国の祝日(7月)およびクリスマス(12月)に支給される。	各々の支払額は、通常の報酬月額と同額。この金額には、基本給とその他の報酬(例えば、家族手当や住宅手当)が含まれる。
勤続期間補償年金(CTS)	雇用契約が解消された場合への潜在的な資金の手当を用意するため、雇用者から従業員に対して支払われる年間金額。雇用契約が終了しない限り、半年ごと(5月と11月)にその50%ずつ、従業員が選択した銀行に預託されるが、自由には利用できない。ただし、労働期間中に蓄積したCTSで、最終給与の4ヵ月分に相当する額を超過した部分については、100%自由に利用できる。	各年の4月と10月に労働者が受領した通常の報酬月額に、法定賞与の1/6を足した合計額である。例えば労働者の通常報酬月額が100.00ソルの場合、CTSは以下のようになる: - 通常の報酬月額: 100.00 - 法定賞与100ペソの1/6: <u>16.67</u> 年間合計: 116.67ソル
生命保険	雇用主は、勤続4年以上の従業員に生命保険料を支払わなければならない。これは団体保険であり、労働者の近親者(配偶者、パートナーおよび子供)が受益者となる。	保険対象の所得(通常の報酬月額)に、労働者区分に応じた割合(0.7%から1.5%まで)を乗じて計算される金額。

項目	内容	計算方法
有給休暇	従業員は、1年間の継続勤務に対して30日の有給休暇を与えられる。	金額は、通常の報酬月額に等しい。
利益分配	<p>20人以上(年平均)の従業員を有しており、利益が生じている企業は、以下のような事業区別に、事業活動の成果(税引前純利益)に応じて、利益の一定割合を従業員に分配する必要がある:</p> <p>漁業を営む企業 10%</p> <p>電気通信業を営む企業 10%</p> <p>工業を営む企業 10%</p> <p>鉱業を営む企業 8%</p> <p>卸売・小売・レストラン業を営む企業 8%</p> <p>その他の業種を営む企業 5%</p>	<p>例)ある鉱業を営む企業が、税引前純利益1,000ソルを稼得し、法令に従った利益分配を行った場合、以下のような計算となる:</p> <p>税引前純利益=1,000ソル</p> <p>分配割合:税引前純利益の8%</p> <p>要分配額:1,000 × 8% = 80</p> <p>会社は、80を全従業員に以下のとおりに分配する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 金額の50%は、その年の実際の出勤日に基づいて計算して分配 - 金額の50%は、支払時点の報酬額に応じて分配
健康保険 (ESSALUD)	雇用者は、ESSALUDに、各従業員の健康保険料として毎月支払わなければならない。	家族手当や法定賞与等の報酬の性質を帯びた手当を含めた、通常の報酬月額の9%に等しい金額。なお、CTSは課されない。なお、この賦課金には法定賞与は含まれない。代わりに、雇用主は、法律第30334号に従い、特別賞与として、直接従業員に賦課金(9%)に等しい額を支払わなければならない。

項目	内容	計算方法
危険労働補償保険(RWCI)	危険度が高いと分類される業務に従事する場合、雇用主は、通常の保険料に追加して、ESSALUDに対して、従業員のために保険料を毎月支払わなければならない。	業務の危険度に応じて、支払の割合は異なり、家族手当と法定賞与を含んだ通常の報酬月額0.63%から1.84%までとなる。なお、CTSは課されない。
解雇手当	雇用主が相応の理由なく従業員を解雇する場合、その者に解雇手当を支払うことが義務づけられる。	無期雇用契約の労働者の場合、従業員の勤続年数に対し、1年当たり1.5ヵ月分の通常の報酬月額で、解雇手当の上限は12ヵ月である。 有期雇用契約の労働者の場合、契約残期間に対して1ヵ月当たり通常の報酬月額1.5ヵ月分で、上限は12ヵ月となる。

移住制度とビザ

商用ビザ

ブラジル、チリ、コロンビア、メキシコ、および欧州シェンゲン圏に属する国家を除き、ビジネス目的でペルーに入国する全ての外国人は、入国前にペルー領事館に商用ビザを申請する必要がある。

この種類のビザは、契約締結やビジネスに関連する金融取引等を含む、ビジネス活動を行う予定である外国人に対して付与される。

ペルーの商用ビザは、複数回入国可能なマルチビザで、その所持者に発行日から12ヵ月間ペルーに入国する権利が与えられる。このビザ所持者は1年につき最大183日間ペルー国内に滞在できるが、ペルー国外の領事館はそれよりも短期間の滞在しかできないビザのみ発行可能である。

ペルーの商用ビザは、更新はできない。ビザ取得の手續に要する期間と必要要件は、その外国人が申請した国のペルー領事館ごとに異なる可能性がある。

労働許可証

ペルー国内で労務に従事する全ての外国人は、労働許可証を取得しなければならない。

ペルーの外国人労働者雇用法によって、ペルー企業または外国企業は、全従業員の20%を上限として外国人を雇用することができる旨を規定している。また、外国人従業員の給与総額は、全社の賃金台帳上の人件費の30%を超えてはならない。

外国人労働者の雇用は、民間部門に適用される労働制度および外国人労働者雇用法で定められた制限に従う。労働契約とその修正は、国の労働監督機関の承認を得なければならない。

さらに、雇用者は、新たな産業分野における専門家、経営管理者、または指導的な社員、公的企業の従業員、または公的部門の組織、機関、企業等と契約を締結した民間会社の従業員を雇用する場合、先述の比率制限の免除を申請することができる。

指定労働者:

ペルー国内に居住する意図を有さず、技術的あるいは高度の専門知識を必要とする業務を行うために入国する外国人は、指定労働者として取り扱われる。指定労働者は、国外の雇用者によって期間限定で派遣され、ペルー国内の雇用者から報酬を受け取らないことを条件として（ペルーの従業員名簿に登録されない）、契約を結んで業務を引き受けることが認められている。

家族:

ペルーの居住ビザ（例えば、居住就労ビザ）を所持する外国人の家族は、居住ビザの所有者の近親者としてビザ取得が認められている。この近親者には、配偶者、18歳未満の息子、独身の娘、両親・祖父母、およびその他の扶養家族が含まれる。

規則改正:

2015年9月26日に政令第1236号が交付され、この公布日以降は、新設されたカテゴリと資格を含んだ、新たな規則が適用になる。

ペルーでのもっぱら短期滞在を目的とした訪問者カテゴリが新設され、具体的には以下の入国資格が追加された:

- 短期滞在労働ビザ: 公的または民間セクターにおいて、特定された短期間の労働に従事する外国人用。なお、報酬を得る活動、自営業、および、個人営業は認められない。
- 国境地域労働ビザ: ペルーの国境地域において、永続的に経済活動または専門的業務に従事する外国人用。
- 企業派遣者ビザ: 多国籍企業または国際的企業の従業員として、同一の経済グループまたは持株会社グループに属する企業のためにペルーに入国する、上級経営者、信任者、または専門家である外国人用。

さらに、新規則では、外国人家族、すなわち、一親等内の血族および姻族、または配偶者もしくはパートナーを近親者として、その保護と再合流を促進している。

新規則の公布によって、新たな範囲の遵守と、入国手続の新たな展開が期待されている。

第14章

商業権および工業所有権の 保護

ボリビア、コロンビア、およびエクアドルとともに、ペルーはアンデス共同体の加盟国である。この協定の枠組みに従い、各加盟国は、商業関連の法令を標準化するとともに、通商権保護に関する規制と同様に、各国共通の制度を採用することに取り組んできた。

事業者は、工業発明にかかる権利（特許）、または事業の識別表示（商標）の排他的な利用にかかる権利を保証しているのが工業所有権である。これらの権利を標準化するために、アンデス共同体の加盟国は、2000年12月に発効したアンデス共同体決議第486号によって規定されている、工業所有権に関する共通制度を採用した。

ペルーにおいては、このアンデス共同体決議および工業所有権法に規定された権利が、2008年6月より、政令第1075号によって補足・強化され、これは現在においても有効である。これらの2つの法律文書は、この地域では最新の趨勢を取り入れた制度になっており、ペルーが工業所有権に対する適切な法的保護を提供することを可能としている。

特許

特許は、産業応用が可能な発明を行った者を保護する権利である。特許権は、監督当局が特許権の対象となる発明の評価を行った後、当局によって与えられる。その評価においては、発明が真の創造か、すなわち「新規性」があるか、また「進歩性」があるか、すなわち、実際に技術的に貢献するものなのか、既知のプロセスからの明確なもしくは必然的な結果ではないか、さらに産業的に応用可能かどうか検討される。当局はまた、その発明が、社会秩序や、道徳、個人の健康や生命に有害でないかどうかも評価する。

以下のようなものには、特許は与えられない：

- 公序良俗に反する発明
- 人類や生物の生命または健康、もしくは環境の保全を脅かす発明
- 動植物(微生物を除く)
- 人類または動物の処置のための治療および外科的手法

医薬品については、その製法とともに、ペルーで特許権を取得することができる。ただし、世界保健機関(WHO)の必須医薬品リストに掲載されているものは除く。

特許は、その所有者に対し、20年間にわたり発明品の排他的な経済的利用権を与える。20年経過後は、排他的利用権は失効する。

商標

商標は、ペルー国内においては、法令により規定された登録制度によってその保護が図られている。商標登録は、所有者の法的権利を生み出すとともに、他者がそれを利用して同じ製品やサービスだと誤認させるために不正利用すること、または、類似した標示により消費者が混乱することを防止するために権利を与えるものである。

製品やサービスを、他の同種のそれらと区別するために、商業上利用されるいかなるサインやシンボル等は、商標として登録することができる。ペルーの法律では、形状だけでなく、音や匂いの登録も認められている。登録された商標は10年間認められ、同期間の更新が無期限に可能である。

商号

商号は、事業活動を行う際に自身を区別するものであり、一般的には、ビジネスにおける名称に関連しているものである。商号は、事業活動を他の者の活動と区別するためにある名称を採用し、それを商業活動において実際に使用している者が、その名称の使用権を得ることにより登録なくして保護されるが、その権利を行使するためには、使用の優先権(その商号を最も早く使用したこと)を証明しなければならない。

法律は、商号が付された工業所有権を得た者が、それを利用することによって、その商号を登録することを認めている。登録は任意であるが、その使用開始を明確に挙証できる手段であるため、登録証明書は最も早い使用開始日である旨の証明となる。

その他の工業所有権

その他多くの工業所有権が、ペルーでは保護の対象とされている。上記はそれらのうちで最もよく知られたもの(特許、商標、および商号)について述べているが、発明の分野においては、ペルーの制度では以下の工業所有権を保護している。

- 集積回路の回路配置
- 使用様式
- 工業デザイン
- 企業秘密
- 団体商標
- 保証マーク
- 商業標語
- 原産地表示

国際協定

アンデス共同体の規約に従い、ペルーは、176カ国が加盟している工業所有権の保護に関するパリ条約、および、169カ国が加盟している文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に加盟している。これらの国際協定に基づき、ペルーは、両条約の加盟国国内における権利を、ペルー国内においても同じ条件で保護することを約束している。

また、ペルーは世界貿易機関(WTO)の加盟国でもあり、TRIPS協定(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定)にも調印している。

その結果、パリ条約、ベルン条約または世界貿易機関の加盟国(ここには国際貿易に参加するほとんど全ての国が含まれる)の全ての企業は、工業所有権の登録をペルー当局に直接請求すること、または認められた工業所有権を侵害する第三者を告訴することができる。

第15章

ペルーの銀行システム

金融および保険制度並びに銀行・保険業の監督機関に関する一般法(法律第26702号)は、金融または保険業を営む企業、および、それらに関連または補完する事業を行う企業(一般保税倉庫、現金の管理、保管、および運送を行う会社、クレジットカード発行会社、両替会社、および、ファンド名義書換代行会社)を規制し監督する枠組みを定めている。銀行保険年金監督庁(SBS: Superintendencia de Banca y Seguros、当該目的のために設立された憲法上自律的な機関)は、金融活動の規制管理を行う。

先述の法律の目的は、金融および保険制度を、競争力があり、強固で信頼がおけ、国の発展に寄与するように機能させることである。また、金融関連の法律は、適用対象となる国際条約に準拠し、外国からの投資も国内資本と同様に取扱う。

ペルーの法律によって、金融業を営む企業は、その業務内容に従って、以下のとおり分類される。

- 複数事業会社:

銀行、金融機関、市営貯蓄信用金庫、市営公衆信用金庫、零細企業開発機関(EDPYME)、貯蓄信用協同組合(大衆から資金を集める認可を得たもの)、および地方貯蓄信用金庫。

- 専門会社:

住宅金融専門会社、リース会社、ファクタリング会社、保証会社、信託会社、投資銀行、および保険会社。

金融業を営む会社は、株式会社として設立されなければならない。その組織と業務は、その業務に対して法が定める要件に従って、SBSによって認可される。その要件には、ペルー中央準備銀行による事前報告書による通知も含む。同様に、SBSの認可は、支店、代理店、事務所の開設、移転、閉鎖にも必要となる。

外国企業は、ペルーにおいて、一般大衆に金融業務を提供する事務所を開設することができる。そのためには、必要な最低資本金を保有し、ペルー国内に所在していることを証明するとともに、ペルー国内企業に対して求められる全ての法的要件を満たさなければならない。

外国の金融機関はまた、駐在員事務所をペルーに置くことができる。駐在員事務所は、この国において、直接、ファンドを設置したり受け入れたりしてはならない。その活動は、ペルー国内の金融機関と、外国貿易の促進および外国からの資金調達のためにビジネス関係を構築すること。外国市場における財やサービスの売買のための仲介を行うこと。および、外国の与信または資本の潜在的需要者とビジネス関係を構築することに、制限される。

国内・外国企業を問わず、第三者（個人または法人）から預金または資本を受け入れる認可を得ている全ての金融機関は、預金保険基金に加入しなければならない点に留意しなければならない。預金保険基金の目的は、金融機関に対する記名式預金および経過利息について、他の金融機関でカバーされる部分を除き預金者（個人または法人）に補償することである。

第16章

リマ証券取引所

リマ証券取引所の基本的な目的は、公募証券、デリバティブ商品、および小口募集商品の、公正さ、競争性、秩序性、継続性、透明性が確保された取引のために、適切なサービス、システム、およびメカニズムを提供することによって上場証券の取引を促進することである。証券の発行と募集は、証券市場監督庁(SMV)による認可が必要である。

リマ証券取引所の主要な機能は以下のとおりである：

- 国内の市場参加者に対して、日々の取引における、申し込まれた証券売買に関する透明性の高い情報の提供、注文の公平な履行、および、その効率的な決済を可能にする、システムおよびメカニズムを提供すること；
- 市場の発展を図るために、業務の実施とサービスの提供を通して、証券取引を促進すること；
- 法律および規則に従って、証券取引所で取引される証券を登録すること；
- 証券仲介業者および証券取引に関する情報を公衆に提供すること；
- 証券発行者の経済状態および重要な事象とともに、証券の市場価格に関する公開情報の周知および維持を行うこと。

ペルーでは、CAVALI S.A.社が、証券取引の決済および清算業務を引き受けるとともに、最高政令第093-2002号、証券市場法の統一教書、およびその手続に関する内規によって管理される。

CAVALI社は、ペルーの証券市場において3つの基本的な役割を受け持つ：

- 証券決済清算機関 (ICLV : Institución de Compensación y Liquidación de valores)。CAVALIは、リマ証券取引所 (株式および確定利付社債) およびテクニカル・データ (Datos Técnicos S.A.) 社 (確定利付公債) の扱う、証券に関する、登録、譲渡、保管、および

決済・清算に関するシステム業務を行う。また、証券の譲渡に伴って会計帳簿に記録される登録価額の記録も行う。

- 証券清算システム組織の管理。CAVALIには、ペルー国内の証券清算システムの管理を所管している。このために、その組織と規制に対する一連の改善を行う。
- 源泉代理人。CAVALIは、ペルー国家からの委任により、キャピタルゲインや利息にかかる所得税の源泉徴収代理人に指定されている。

また、ペルーは、南米統合証券市場（MILA：Mercado Integrado Latinoamericano）の一員である。これは2011年1月に活動を開始し、投資家がボゴタ証券取引所（コロンビア）、サンティアゴ証券取引所（チリ）、メキシコ証券取引所およびリマ証券取引所で行う株式投資において現物取引を認める。また、DECEVAL（Depósito Centralizado de Valores de Colombia、コロンビア）、DCV（Depósito Central de Valores、チリ）、INDEVAL（Instituto Central para el Depósito de Valores、メキシコ）およびCAVALIの4つの証券保管機関がそれぞれ関与する。MILAは、約700社の発行体を擁するラテンアメリカで最も大きな市場である。

MILAは、投資家に対して、4つの証券取引所に上場している全ての株式を売買できるプラットフォームを提供している（例えば、コロンビア、チリおよびメキシコの証券取引所で上場している株式を、リマ証券取引所を通して取引できる）。しかし、売買が2つ以上の市場で行われる場合、MILAを通して取引することは認められない。

第17章

会計と監査

会計

ペルーの一般に公正妥当と認められる会計基準は、国際財務報告基準(IFRS)である。これは、まず国際会計基準委員会(IASC)によって、その後それに代わるIASB(国際会計基準審議会)によって公表された。IFRSのペルーでの適用は、Consejo Normativo de Contabilidad(ペルー会計基準委員会—CNC)によって承認された。

また、証券市場監督庁(SMV)、銀行保険年金監督庁(SBS)、および医療サービス監督庁(SUSALUD: Superintendencia de Entidades Prestadoras de Salud)も、会計基準および規則を公表するとともに、一般に公正妥当と認められる会計基準の批准主体である。

一般会社法(LGS: 1998年1月1日から施行された法律第26887号)では、その第223条において、財務報告書はペルーにおいて適用される法令および一般に公正妥当と認められる会計基準に従って作成し開示しなければならないと定めている。

その意味で、CNCは、決議第013-98-EF/93.01号の第1条および第2号によって、以下のとおり定めている。(i) LGSの第223号に言及されている一般に公正妥当と認められる会計基準とは、主にCNCが発した決議によって採択された国際会計基準(IAS)、および、規制監督官庁が定めた基準を含み、(ii) 例外的な会計処理かつ国際会計基準委員会(IASC)による会計処理の定めがない状況においては、米国の一般会計原則(US GAAP)を使用することができるものとする。

国際会計基準審議会(IASB)は、国際会計基準(IAS)の再レビュープロセスを完了するとともに、国際財務報告基準(IFRS)と呼ばれる新たな会計基準を公表した。IASの全ての改訂および公表されたIFRSは、2005年1月1日から国際的に有効である。

2015年8月7日に公表された基準第059-2015-EF/30号により、CNCはIASBが公表したIFRSの2015年版(IAS、IFRS、IFRIC、およびSICを含む)

を適用することを公式に発表した。その基準の発効日は、各々示される予定である。また、CNCは、2016年2月4日公布の基準第060-2016-EF/30号によって、IAS15(顧客との契約から生じる収益)、IAS10(連結財務諸表)、および、IAS28(関連会社に対する投資)を公式に改訂した。さらに、2016年9月2日に公表された基準第063-2016-EF/30号により、CNCはIASBが公表したIFRSの2016年版(IAS、IFRS、IFRIC、およびSICを含む)を適用することを公式に発表するとともに、IFRS2(株式に基づく報酬)を公式に改訂した。

ペルーの財務諸表の開示と作成

1999年9月24日付のCONASEV決議第103-99-EF/94.10号に従い、CONASEVの規制と監督の対象となる法人、証券市場登記所(スペイン語の略称、RPMV: Registro Público del Mercado de Valores)に登録されている発行者たる法人、および、ミューチュアル・ファンドの管理会社、は次の作業が必要である:

- 先述の決議で定められた財務情報に関する規制およびマニュアルに従って、財務情報を作成すること。
- 監査済年次財務情報および連結財務諸表について、所管する機関から承認を受けた後に、各々、毎年4月15日まで、および、毎年5月31日までに提出すること。
- 毎年3月31日、6月30日、9月30日、および12月31日を決算日とする期中財務情報を作成すること。

監督対象外企業の財務情報の公表

法律第29720号の第5条では、証券市場監督庁(SMV—旧CONASEV)による監督を受けず、その物品の販売、サービスの提供、および総資産から生じる収益が3,000 UIT以上である全てのエンティティーは、SMVが定めた規則に従い、ペルー公認会計士協同組合から資格を付与された監査法人による監査を受けたIFRSに準拠した財務諸表を作成しなければならない旨が定められている。参照するUITは、毎年1月1日付のものが有効となる。

これに関して、SMVによる基準の第011-2012-SMV/01-SMV号、第159-2013-SMV/02号、第028-2014-SMV/01号、および、002-2016-SMV/01

によって、監査済財務諸表の開示とIASBが公表した国際的に有効なIFRSの適用時期の段階的な移行措置が定められた。

これによると、以下のとおり、監査済財務諸表の提示およびIFRSの段階的な実施のための6つの区分が定められた。

セクション	年間所得または総資産 (*)	ペルーのGAAP (**) による監査済財務諸表の作成義務	国際的に有効なIFRSの実施 (***)
a)	2012年末における30,000 UIT超	2012年から	2013年から
b)	2013年末における15,000 UIT以上	2013年から	2014年から
c)	2014年末における10,000 UIT以上	2014年から	2015年から
d)	2015年末における8,000 UIT以上	2015年から	2016年から
e)	2016年末における5,000 UIT以上	2016年から	2017年から
f)	2017年末における3,000 UIT以上	2017年から	2018年から

(*) 参考データとして、2016年の課税単位(UIT)はS/. 4,050.00。

(**) 監査済財務諸表には、前年の比較財務情報を含めなければならない。

(***) 2012年以降、CNCが正式に認めるペルーのGAAPは、国際的に有効なIFRSである。

財務情報に関する規則

財務情報に関する規則には、会社が一般に公正妥当と認められる会計基準を満たすように財務情報を作成し開示することを考慮しなければならないという規則が含まれている。その目的を果たすため、以下の情報が含まれる:

- 財務諸表作成の枠組み: 一般に公正妥当と認められる会計基準
- 財務諸表: 4つの財務諸表の確認(貸借対照表、損益計算書、株主持分変動計算書、およびキャッシュ・フロー報告書)、対象、内容、および作成(*)。

- 財務諸表への注記:範囲と内容。
 - 経営者による説明
 - 監査済財務情報:目的、責任、監査人の任期(決算年度末の決算日前の最大90暦日間)、および監査の発展に関する他の規則。
- (*) IFRSを適用すると、4つの財務諸表は以下のとおり:財政状態計算書、包括利益計算書、株主持分変動計算書、およびキャッシュ・フロー計算書。

財務情報作成マニュアル

このマニュアルは、財務情報に関する規則を補完する。また財務情報の作成と開示を容易に行うための規則を含んでおり、国際会計基準に従った持続的な更新を可能にしている。

その目的のために、これは、財務諸表の科目や項目、注記で行うべき開示、経営者による説明の作成手順、および監査済財務情報で考慮されるべき点を記述する。これには、財務情報の開示ひな形とキーワード用語集のモデルを含む。

会計監査

財務情報の国際基準と同様に、ペルーは、ペルー公認会計士連盟を通じ、国際会計士連盟(IFAC)の国際監査・保証基準審議会(IAASB)が公表し、ペルー公認会計士協同組合が承認した、国際的な一般に公正妥当と認められる監査の基準、すなわち国際監査基準(ISA)を採用した。

その結果、国際監査基準の枠組みは以下から成っている。

一般基準

一般基準は、個人の資質等について、監査人の適格性とその業務の品質に関するものである。

実施基準

この基準は、監査手続とその査閲の適切な計画、監査手続の実施、内部統制の評価、および十分かつ適切な監査証拠の入手に関するものである。

報告基準

この基準では、監査報告書は、財務諸表が一般に公正妥当と認められる会計基準に継続的に準拠して作成されているかどうかについて、監査人が意見を表明することについて定めている。財務諸表が全ての重要な点において適正に表示されているかどうか、また、財務諸表の不適切な事項に対する事由を含めるか、または監査意見不表明の理由の説明を含めること、も定めている。

付録

ペルーにおけるKPMGと コンタクト

KPMGペルー

KPMGペルーは、1972年3月17日にCaipo y Asociado会計事務所として発足し、1980年8月にKPMGインターナショナルのメンバー・ファームとなった。

KPMG Asesoresが2011年にアドバイザリー・サービス提供のために設立され、2012年より税務・法務サービスの提供も開始した。

事務所はペルーの首都リマにあり、ペルー全土をカバーしており、事務所代表はOscar Caipoが務めている。

400名を超えるプロフェッショナルが、監査、税務・法務、アドバイザリーの各エリアの高品質なサービスを、国際的に連携しながら提供している。

監査: 財務諸表の法定監査等

税務・法務: 税務アドバイザリー、税務コンプライアンス、移転価格税制、法務、労務および駐在員個人所得税、企業ガバナンス等

アドバイザリー: M&A、買収、内部監査、不正調査、サステナビリティ、IFRSコンバージェンス、コーポレート・ファイナンス、インフラストラクチャー、ストラクチャード・ファイナンス、キャピタル・マーケット・トランザクション、資産評価、ITアドバイザリー、ビジネス・パフォーマンス・サービス等

事務所ホームページ <http://www.kpmg.com/pe> (スペイン語)

KPMGペルーのコンタクト

住所： Av. Javier Prado Oeste 203, San Isidro, Lima 27, Peru

代表電話番号： 51(1)611 3000

Fax: 51(1)421-6943

Ahmed Vega

税務パートナー

ahmedvega@kpmg.com

Khaled Luyo

税務・法務ディレクター

kluyo@kpmg.com

代表メールアドレス: kpmgenperu@kpmg.com

監査のお問い合わせ(代表): auditperu@kpmg.com

税務および法務のお問い合わせ(代表): tax&legalperu@kpmg.com

アドバイザリーのお問い合わせ(代表): advisoryperu@kpmg.com

KPMG南米地域 日本人駐在員のコンタクト

吉田 幸司

パートナー・南米地域統括責任者(KPMGブラジル・サンパウロ常駐)

電話番号： 55(11)3940 3643

kojiyoshida1@kpmg.com.br

KPMGジャパン ペルー担当のコンタクト

赤澤 賢史

有限責任 あずさ監査法人 中南米地域担当パートナー

電話番号： 03(3266)7233 内線4405

satoshi.akazawa@jp.kpmg.com

梅澤 浩

有限責任 あずさ監査法人 中南米地域担当シニアマネジャー

電話番号： 03(3266)7233 内線5131

hiroshi.umezawa@jp.kpmg.com

本冊子は、KPMGペルーが発行した2016年度の英語版およびスペイン語版をベースにして日本語に翻訳し、2016年12月末現在の2017年以降の投資に有用な情報を加えてアップ・デートしたものです。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2017 Caipo y Asociados S. Civil de R. L. and KPMG Asesores S. Civil de R. L., Peruvian limited liability partnerships and member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.